

第3次千葉市文化芸術振興計画 (案)

令和6年 月

千葉市

はじめに



千葉市では、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」の実現のため、平成11年3月に策定した「千葉市文化振興マスターplan」に基づき、社会情勢の変化に対応しながら、多様な文化・芸術イベントの開催や、文化芸術活動に親しむ市民の皆様への支援を行ってまいりました。

一方で、マスターplanの策定から四半世紀が経過し、本市の人口は近い将来、減少に転じる見通しとなっています。地域の文化の担い手の減少によって、何世代にもわたり続いてきた地域の文化が衰退し、地域の魅力やにぎわいを感じられる機会が減少することで、人々の地域への愛着が失われていくことが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を経て、わたしたちの価値観は心のやすらぎを得ることのほか、感性、創造性を高めることができる体験や関係性を重視する方向へと変化し、文化芸術の価値が改めて認識されるようになったと感じています。

2026年に千葉としての歴史が始まって900年となる千葉開府900年を迎えるにあたり、改めてこれまでの本市の発展のあゆみを振り返るとともに、これからまちづくりを皆様とともに考える、大変重要な時期を迎えています。

このような状況の中で、市民の皆様がこれからも本市に愛着と誇りを持って「住み続けたい」と感じられるまちにするために、今後10年間の基本目標を定めた「第3次千葉市文化芸術振興計画」を策定しました。

本計画から新たに「文化芸術による『人づくり』『まちづくり』『未来づくり』」を基本理念として定め、「文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市」を目指し、市民の皆様のまちへの誇り、愛着、共感を生み、自ら積極的に関わるとする気持ち（シビックプライド）の醸成に繋げるため、本計画に基づき様々な取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、千葉市文化芸術振興会議委員の皆様、市民の皆様から多くの意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

千葉市長 神谷俊一

文化芸術とは

(1) 文化芸術基本法 (文化芸術振興基本法の一部を改正する法律) (平成 29 年 6 月 23 日 施行) (抜粋)

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。

また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。」

(2) 第 2 期文化芸術推進基本計画 (令和 5 年 3 月 24 日閣議決定) (抜粋)

「文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。

また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。

文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。」

目次

第1章 千葉市の文化芸術を取り巻く状況	1
1．計画の目的	1
2．計画の位置づけ	3
3．計画の期間	4
第2章 千葉市の文化芸術を取り巻く状況	5
1．社会状況の変化と文化芸術におよぼす影響について	5
2．国の動向（関係法）	6
3．国の動向（第2期文化芸術推進基本計画）	8
4．千葉市基本計画における位置づけ	9
第3章 第2次千葉市文化芸術振興計画の取組における課題等	11
1．基本施策ごとに実施した取組と課題	11
2．現状と分析	14
第4章 第3次千葉市文化芸術振興計画の基本的な考え方	21
1．計画体系	21
2．理念	22
3．目指すべき姿	23
4．基本目標	24
5．重点取組	31
第5章 計画の推進体制と管理・評価	32
1．計画の推進体制	32
2．計画の進行管理・評価	32
3．参考値	33
参考資料	35
1．市民意識調査の結果（抜粋）	35
2．第3次千葉市文化芸術振興計画関連事業	54
3．策定経緯	64
4．千葉市文化芸術振興会議設置条例	65
5．千葉市文化芸術振興会議委員名簿	66

第1章 第3次千葉市文化芸術振興計画策定の趣旨

1. 計画の目的

千葉市では、「個性豊かな新しい千葉文化の創造」を理念とした「千葉市文化振興マスターplan」（平成11年3月策定、以下マスターplanという）のもと第1次・第2次千葉市文化芸術振興計画を推進してきましたが、マスターplanの策定から20年以上が経過し、本市の文化芸術を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

マスターplanの策定時には増加傾向であった本市の人口はまもなく減少局面に転じる見通しであり、また、マスターplanの策定後には東日本大震災や房総半島台風などの大規模災害や、新型コロナウィルス感染症対策のための行動制限を経験し、改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性が再認識されています。

このような社会経済情勢の劇的な変化に鑑み、この度、千葉市文化振興マスターplanと千葉市文化芸術振興計画を統合、整理をし、新たな理念や基本目標を含めた第3次千葉市文化芸術振興計画を策定します。

これまでマスターplanに定められていた理念は、本市の文化振興における根本的な使命として取り組むものであり、第3次千葉市文化芸術振興計画の策定に合わせて改定をしますが、長期的展望とより高い視座にたって定めるものであり、今回の計画期間 （令和6年度～令和15年度）終了後も引き継いでいきます。

あわせて、第3次千葉市文化芸術振興計画においては、計画期間終了時に目指すべき姿と、計画期間（10年間）における基本目標を設定し、基本目標ごとの施策に取り組みます。

また、今後の時代の変化に対応しつつ本市文化芸術の持続的な発展を図るため、転換点となる本計画期間に重点的に取り組む事項を定めます。

千葉文化振興マスターplan策定から第2次千葉市文化振興計画策定までの経緯について

千葉文化振興マスターplan

(平成11年3月策定)

【理念】「個性豊かな新しい千葉文化の創造」

【基本目標】

「個性」伝統的な地域文化や遺産の継承を基本に、千葉らしさという文化的個性の形成を目指す。

「世界性」世界性をそなえた新しい千葉文化の振興を目指す。

「市民主体」市民主体を基本に、企業や教育機関等と行政が協同して新しい千葉文化の振興を目指す。

【文化振興施策の5つの柱】

- ・千葉文化を担うひとづくり
- ・文化活動の場づくり
- ・多様な文化活動のネットワークづくり
- ・文化の見えるまちづくり
- ・行政の文化化

千葉市文化芸術振興計画

(平成20年3月策定)

(計画期間：平成20～27年度)

【基本施策】

- ・文化芸術をはぐくむまちづくり
- ・文化芸術に親しむ市民の視野の拡大
- ・文化を創造する人材の育成
- ・創造活動を支える場の確保
- ・文化芸術活動への支援

第2次千葉市文化芸術振興計画

(平成28年3月策定)

(計画期間：平成28年度～令和5年度)

【目指すべき姿】

あらゆる世代の市民が、文化による自己表現の場に触れ、共感を生み、つながり、文化を創り出す力にあふれたまち

【戦略的視点】

- ・市民主体
- ・こども若者

【事務事業展開にあたっての基本姿勢】

文化芸術振興施策の軸を鑑賞型から活動・行動型へ

【基本施策】

- ・文化芸術に親しむ市民の視野を「広げる」
 - ・文化を創造する人材を「育てる」
 - ・文化芸術を育む場を「支える」
 - ・千葉文化の担い手を「つなぐ」
 - ・文化芸術によって千葉の魅力を「活かす」
- 重点プロジェクト：オリパラを契機とした文化芸術施策の発信強化

整理
統合

第3次千葉市文化芸術振興計画

(令和6年3月策定) (計画期間：令和6年度～令和15年度)

【理念】

文化芸術による『人づくり』

文化芸術による『まちづくり』

文化芸術による『未来づくり』

【基本目標】

1. 多彩な文化芸術に触れる機会の拡充
2. 文化芸術をとおして相互理解を深める場の創出
3. 千葉市ならではの文化芸術による新たな価値の創造
4. アーティストへの支援と文化芸術に携わる人材の育成

【目指すべき姿】

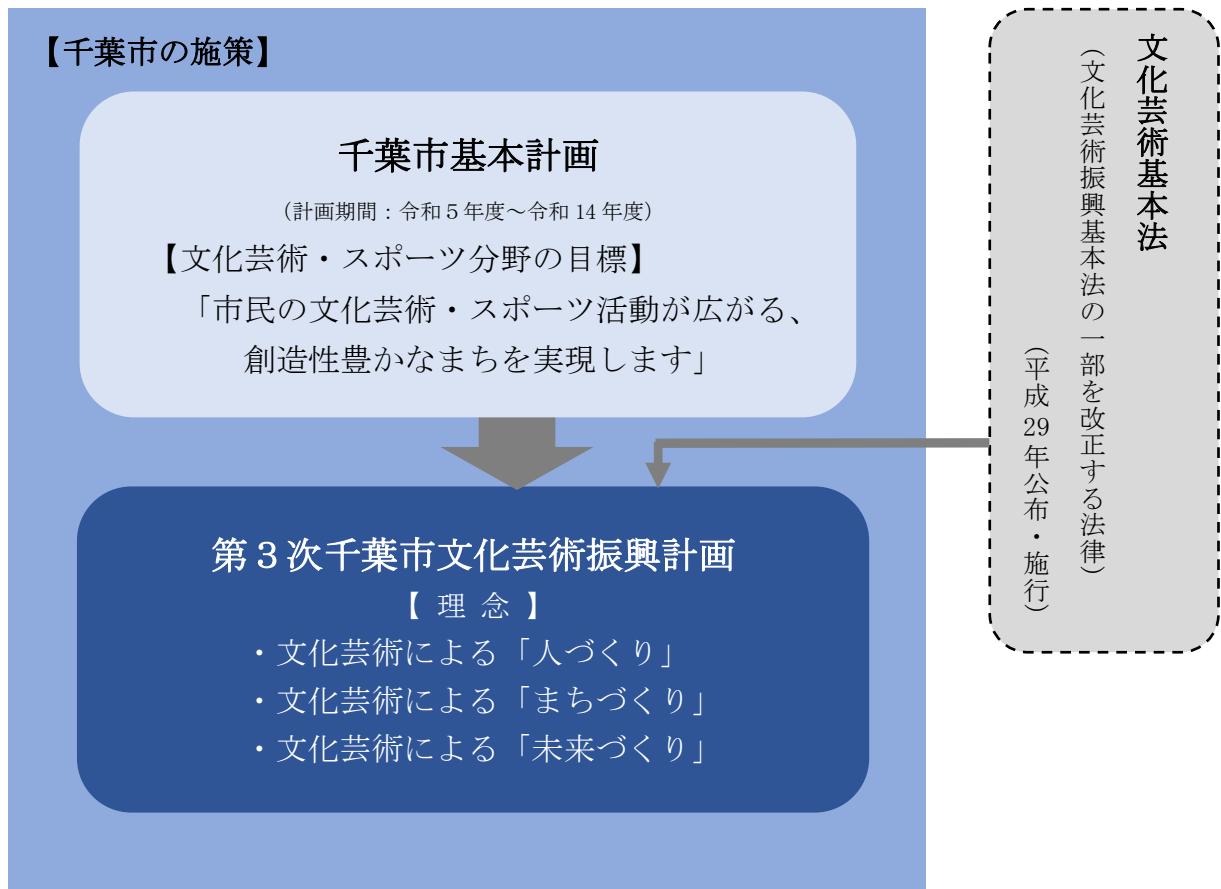
文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市

【基本目標ごとの施策】

1. 多彩な文化芸術に触れる機会の拡充
 - (1) 様々な文化芸術を身边に触れる機会の提供
 - (2) 文化芸術活動を体験する機会の提供
 - (3) 文化芸術情報の幅広い収集と戦略的な発信
 2. 文化芸術をとおして相互理解を深める場の創出
 - (1) つながりを生み出す文化芸術活動の推進
 - (2) 子どもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供
 - (3) 誰もが鑑賞体験しやすい環境づくり
 3. 千葉市ならではの文化芸術による新たな価値の創造
 - (1) 文化施設の企画力や専門性を活かした取組の実施
 - (2) 美術館所蔵作品の活用
 - (3) 文化施設以外の場所の活用
 - (4) 文化芸術と経済の連携
 - (5) 美術品や文化財の継承と魅力の発信
 4. アーティストへの支援と文化芸術に携わる人材の育成
 - (1) アーティストが集い、活躍の場を広げることができる支援
 - (2) 文化芸術に携わる人材の育成
- 【重点取組】
- 『文化芸術の推進に係る体制の強化』

2. 計画の位置づけ

第3次千葉市文化芸術振興計画は、関連する法律や計画等と調和を図りながら、「千葉市基本計画」（計画期間：令和5～14（2023～2032）年度）のまちづくりの総合8分野のうち文化芸術・スポーツ分野の目標である「市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します」を踏まえ、また、「文化芸術基本法」第7条の2第1項の規定に基づき、地方文化芸術推進基本計画として策定するものです。



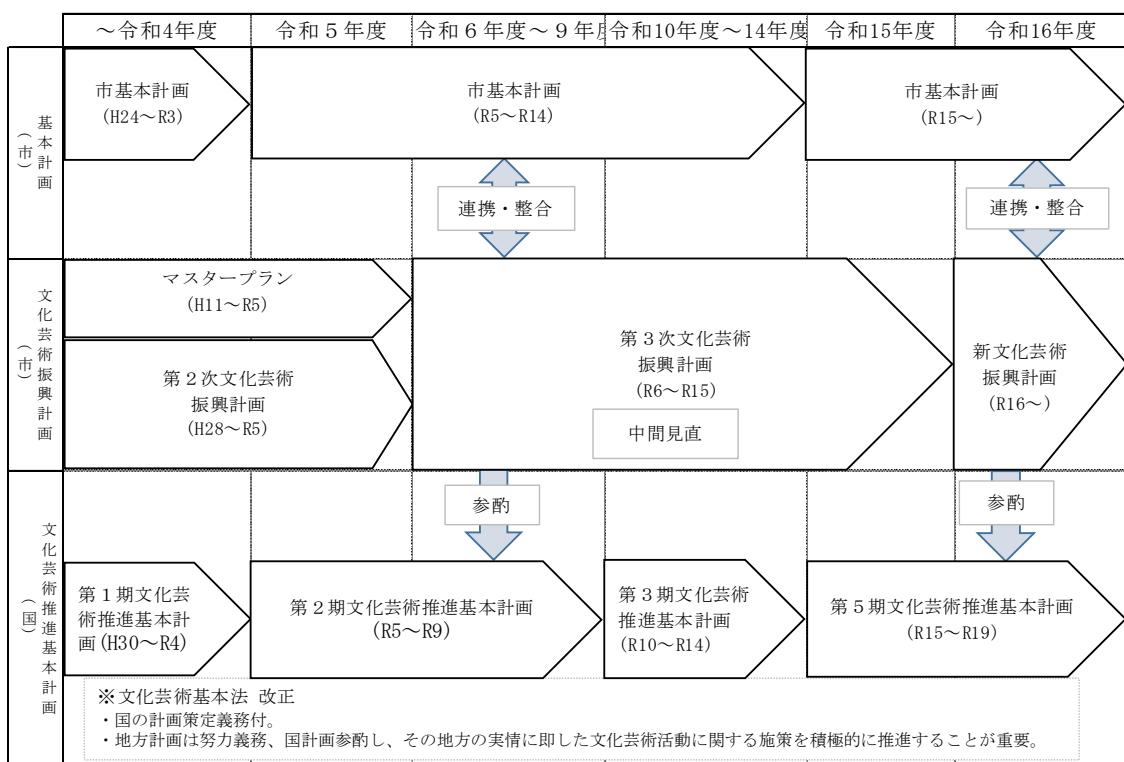
3. 計画の期間

上位計画である千葉市基本計画や国の計画である文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

ただし、社会状況の変化や市民のニーズに柔軟に対応できるよう、令和10年度を目途に検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行います。

※参考※第3次千葉市文化芸術振興計画の位置づけと計画期間等

第3次千葉市文化芸術振興計画の位置づけ



第2章 千葉市の文化芸術を取り巻く状況

1. 社会状況の変化と文化芸術におよぼす影響について

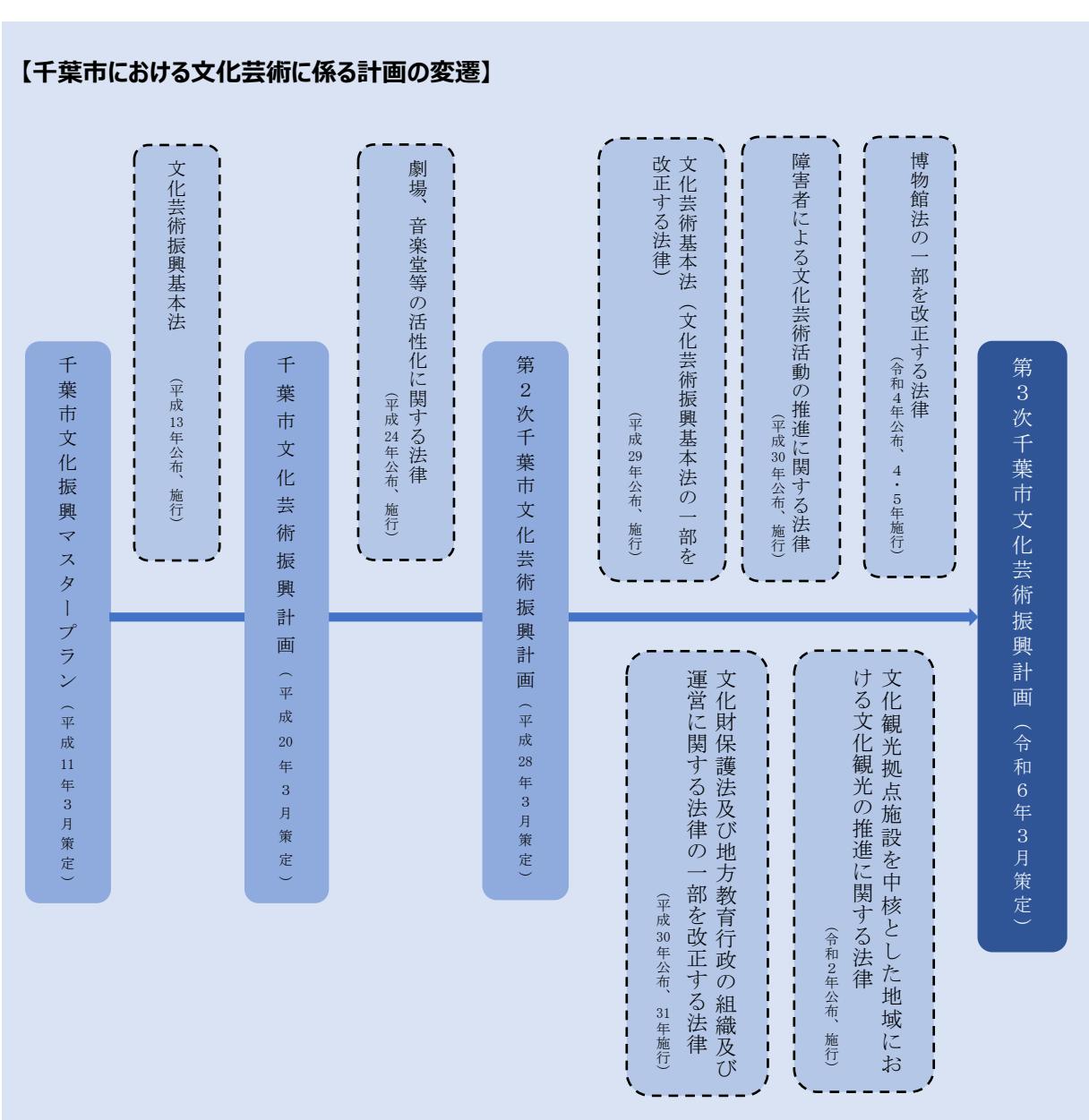
本市において、少子高齢化が進展する中、人口については近い将来に減少局面に入ることが見込まれています。今後文化芸術分野においては、主体となる担い手が不足することによって、地域の文化が衰退していくことが危惧されています。あわせて、これまで客体として需要を喚起してきた鑑賞者が減少することによって、美術館等の文化芸術に関わる市場の縮小も懸念されます。

昨今のデジタル化の急速な進展は、人々の働き方や生活様式を変化させただけではなく、文化芸術に関わる表現形態を多様化し、幅広い需要に応えられる創造空間や映像技術の進化を実現しています。デジタル化は、文化芸術の活動形態やニーズに大きな影響を与えています。市内に国際コンベンション施設や大規模公園を有する本市は、その立地特性から、メディア芸術や最先端のデジタル技術を活用した大規模イベントが開催され、それらに身近に触れることができる機会に恵まれています。

2020年以降に世界的に流行した新型コロナウィルス感染症の感染拡大は、人々に行動変容を迫り、心理的な距離や不安が生まれました。本市においては、千葉市文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金など施策を行い文化芸術活動の灯を消すことのないように支援を行ってきました。新型コロナウィルス感染症が感染症2類相当から5類に移行した後、感染症の流行前のような活動が戻ってきたものもありますが、従来からの後継者不足などの課題が浮き彫りになり残念ながら活動を復活できない市民団体もみられます。一方で、社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。国際的にも「多様性」「包括性」「持続可能性」をキーワードとした課題の解決に向けた動きが活発化している状況にあって、人々が身体的、精神的、社会的に満たされた新しい地域社会の実現に向けて文化芸術が大きく貢献することがこれまで以上に期待されています。

2. 国の動向（関係法）

千葉市文化振興マスタートップランの策定後、文化芸術に関する法令として、文化芸術振興基本法（平成 13 年公布、施行）、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年公布、施行）、文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成 29 年公布・施行）、博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年公布、4・5 年施行）、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年公布・31 年施行）、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年公布・施行）、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年公布・施行）が公布・施行されました。



ア 文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月 7 日施行）

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために文化芸術振興基本法が制定されました。

地方公共団体においては、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定及び実施する責務を有するとされました。

イ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日施行）

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与するとしています。

現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能が期待されるとしています。

地方公共団体においては、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めることとされました。

ウ 文化芸術基本法（文化芸術振興基本法の一部を改正する法律）（平成 29 年 6 月 23 日施行）

この法改正において、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲とともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにしました。

エ 博物館法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 1 日施行）

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的を、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことと定め、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。

オ 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 31 年 4 月 1 日施行）

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護政策の推進力の強化を図るように改正されました。

カ 文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年5月1日施行)

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化的振興に再投資される好循環が創出されることを目的とし、文化観光拠点施設が中核となる文化観光を推進するため新たに制定されました。

キ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年6月13日施行)

障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定め、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として新たに制定されました。

3. 国の動向 (第2期文化芸術推進基本計画) (令和5年3月24日閣議決定)

令和5年度から5年間を計画期間とする第2期文化芸術推進基本計画では、第1期文化芸術推進基本計画から中長期的視点を基本的に踏襲しつつ、新たな重点取組を掲げています。

【第2期文化芸術推進基本計画における今後の文化芸術施策の目指すべき姿 (中長期的視点)】
中長期目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
中長期目標2：創造的で活力ある社会の形成
中長期目標3：心豊かで多様性のある社会の形成
中長期目標4：持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
【第2期文化芸術推進基本計画における重点取組】
●文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
●多様性を尊重した文化芸術の振興
●文化芸術を通じた地方創生の推進
●デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進など

4. 千葉市基本計画における位置づけ

本市の総合計画のうち、恒久的な都市づくりの基本理念などを示す基本構想に基づいて中長期的なまちづくりの方向性を示す千葉市基本計画（計画期間：令和5～14年度）において、文化芸術は、本市の未来のまちづくりに向け、重要な役割を果たすことが期待されています。

〔抜粋〕

第4章 まちづくりの基本方針（本市が目指すべき将来像とその実現のための戦略的視点、）

みんなで目指す未来の千葉市（目指すべき10年後の千葉市の姿）

『みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市』

- ・次の100年先の未来を見据えた、10年後に実現しているべき本市の姿は、市の特性である「自然」、「利便性・ゆとり」、「拠点性・交流」を活かし、都市の活力と自然の潤いが織りなす、新たな価値が生まれるまちです。
- ・本市に住まい、活動する人々が、年齢・性別・国籍・障害の有無などに関わらず、生涯を通じて学び、成長を続けることで、一人ひとりの個性を活かし自分らしく活躍できるとともに、多様な主体がつながり 連携しあうことで、未来に向けて輝き続けるまちです。

未来のまちづくりに向けた戦略的視点②

『ゆとりを生み・生かす 創造的まちづくり』

●成熟社会を豊かにする次代を担うひとつづくりと文化芸術・スポーツのまちづくりの推進

- ・モノ消費からコト消費への転換にみられるように、わたしたちの価値観は物質的な充足から内面的な 充足を重視する方向へと変化しています。
- ・そのため、今後的人口減少局面において暮らしを豊かなものとするためには、みんなが日常的な暮らしの中で、自由に伸び伸びと様々な活動・体験をすることで、内面的な充足・成長を得られることが重要です。
- ・未来のまちづくりを担う人材を育て、その活動を支えるとともに、文化芸術・スポーツの振興などにより、創造的で活力ある、質の高い暮らしを支える環境づくりに取り組みます。

第6章 まちづくりの総合8分野

6 文化芸術・スポーツ

分野目標

『市民の文化芸術・スポーツ活動が広がる、創造性豊かなまちを実現します。』

目標達成に向けた課題

- 市民一人ひとりが、本市の特性である時間や空間のゆとりを活かし、文化芸術・スポーツ活動を通じ、創造的で健康的な生活を送ることは、個々の生活の質的な向上に加え、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成へつながります。
- そのため、市民の主体的な文化芸術・スポーツ活動を促進するとともに、活動の輪を広げ文化芸術・スポーツが盛んな地域社会を形成するほか、保健福祉や医療、教育や観光など幅広い分野において文化芸術・スポーツを活用することにより、社会課題の解決や地域活性化を図ることが必要です。

政策 1

『文化芸術が生まれ、広がる環境を創る』

市民が文化芸術にふれあい、想像力を高め、活動する環境を整えるほか、文化財に親しみ、学べる環境づくりを推進するとともに、多様な主体の活動の支援、まちづくりとの連携を図ることなどにより、文化芸術が創造され、活発に展開される環境づくりを推進します。

第3章 第2次千葉市文化芸術振興計画の取組における課題等

1. 基本施策ごとに実施した取組と課題

【基本施策1：文化芸術に親しむ市民の裾野を「広げる】

- (1) 多彩な文化芸術イベントの開催
- (2) 参加・体験型活動の推進

課題【基本施策1に関すること】

多くの人にとって音楽や美術の「鑑賞」は、文化芸術に興味・関心を抱くきっかけとなっています。一方で、現在の文化芸術のジャンルは、美術・音楽・演劇・舞踊・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・デザイン等、多岐に渡っています。

また、デジタル技術を駆使したデジタル芸術という試みも多く生まれており、文化芸術に興味関心を持つ多様な機会が生まれています。

今後は、「鑑賞」を含め様々なきっかけで文化芸術に興味関心を抱く市民の受け皿として、市民が主体的に文化芸術活動に参加・体験できる事業を確実に展開し、将来的市文化芸術の発展を踏まえての、真の意味での裾野の拡大につなげていくことが必要です。

【基本施策2：文化を創造する人材を「育てる】

- (1) 文化芸術活動を楽しむ市民への支援
- (2) 芸術家の発掘と育成
- (3) 文化芸術活動を支える人材の育成

課題【基本施策2に関すること】

市にゆかりのあるアーティストの発掘や発表の場の提供はもちろん、「ゆかり」の有無にかかわらず、多くの才能あふれる若手アーティストが市に集い、活発な文化芸術活動を行うことが、人口減少が進む中においても文化芸術の発展に大きく寄与します。

そのため、アーティストが本市での文化芸術活動に魅力を感じができる環境を整備し、アーティストを継続的に支援する取組を行うことが、市の文化芸術に関する魅力ある人材を育てることにつながります。

本市に集い活動するアーティストに活躍等の場を提供することで、アーティストが行政から支援を受けずとも安定した収益を得ることができるよう、文化芸術事業のプロデュースやマネジメントを行う人材を外部から招致、または計画的に育成する事業もあわせて早急に展開する必要があります。

【基本施策3：文化芸術を育む場を「支える】

- (1) 文化芸術活動の場の充実
- (2) 活動しやすい環境の整備
- (3) 伝統文化の継承・発展

課題【基本施策3に関するここと】

文化施設以外の場所を活用することにより、身近な場所で気軽に文化芸術活動に触れることができる場の提供に留まらず、文化芸術活動に触れる機会を設けにくい病院や高齢者施設等まで広がりをもたせていければ、文化芸術の社会包摂の機能から鑑みても、非常に意義があります。

また、これまで訪れる機会がなかった場所も、そこで文化芸術活動が行われることで、人々が訪れ、その場所の魅力を知ることは、市の魅力の発信につながります。そのため、文化施設以外の場所での文化芸術活動の展開をこれまで以上に積極的に行うことが重要です。

また、コロナ禍のような、通常の文化芸術活動がままならない状況下において、文化芸術活動の継続を目的として補助や支援を行うことはやむを得ないのことでした。

しかしながら、文化芸術のもつ様々な価値を考慮すれば、補助や支援を受けた個人や団体が行う文化芸術活動が、多くの市民にどのような効果をもたらし、それが市の文化芸術振興にどのように寄与するかを、今一度、検討したうえで、補助支援制度を実施していく必要があります。

【基本施策4：千葉文化の担い手を「つなぐ】

- (1) 情報の効果的な収集・発信
- (2) 多様な協働・連携の促進

課題【基本施策4に関するここと】

ここ数年における、目まぐるしい情報社会の発展により、人々が情報を得る手段は多様な広がりを見せており、日々多くの情報があふれるなかで受け手側にいかに響く情報を届けるかが重要となっています。

受け手側に響かせるためには、発信の手段の工夫だけではなく、情報を発信する側がどの事業においても一貫した理念やミッション、ビジョンをもって実施していることであり、それを広報していくことが重要です。

あの施設が発信する文化芸術事業のイベントであれば、これまで関心がなかったジャンルの事業であっても観てみようと思われるよう、今後、情報発信を行う施設は、市の文化振興や文化芸術が市民にもたらす効果を考えて、理念やビジョン、ミッションをより具体的かつ明確なものにした上で、事業を実施し、広報を展開していく必要があります。

【基本施策5：文化芸術によって千葉の魅力を「活かす】

(1) 魅力ある資源の活用

(2) 魅力ある人物の活用

課題【基本施策5に関するここと】

場所に限らず企業や学校も含めた地域資源と、市で活躍するアーティストや文化芸術活動に取り組む市民等の人的資源を活用して文化芸術事業を行うことは、市民のまちへの誇り、愛着、共感を生み、自ら積極的に関わろうとする気持ち(シビックプライド)の醸成につながります。

また、文化芸術が盛んなまちとして市内外の認知が高まれば、市のブランディングへの貢献に寄与します。

本市の文化芸術事業においては地域資源や人的資源の活用や連携が、未だ十分な広がりを見せていないため、引き続き、広く可能性を探りながら、活用や連携を広げていく必要があると考えます。

また、ボランティアに参加することが、市民主体の文化芸術事業が生まれるきっかけとなるよう、ボランティア活動に従事するなかで、学びや体験の場を多く提供するなど、工夫を図っていくことが重要です。

2. 現状と分析

市民意識調査の結果を踏まえて、「鑑賞体験」「広報」「文化芸術活動」「文化的なまち」「人材育成」「千葉市らしさ」と今後の市の文化振興を推進する上での6つのポイントごとに、市民意識調査の結果をまとめました。

市民意識調査で見えた課題や、第2次千葉市文化芸術振興計画を推進する事業で基本施策ごとに取り組むなかで見えた課題、社会状況の変化、国の動向等を踏まえて、第3次文化芸術振興計画を策定する上で、注力する視点がそれぞれ次の通り整理されます。

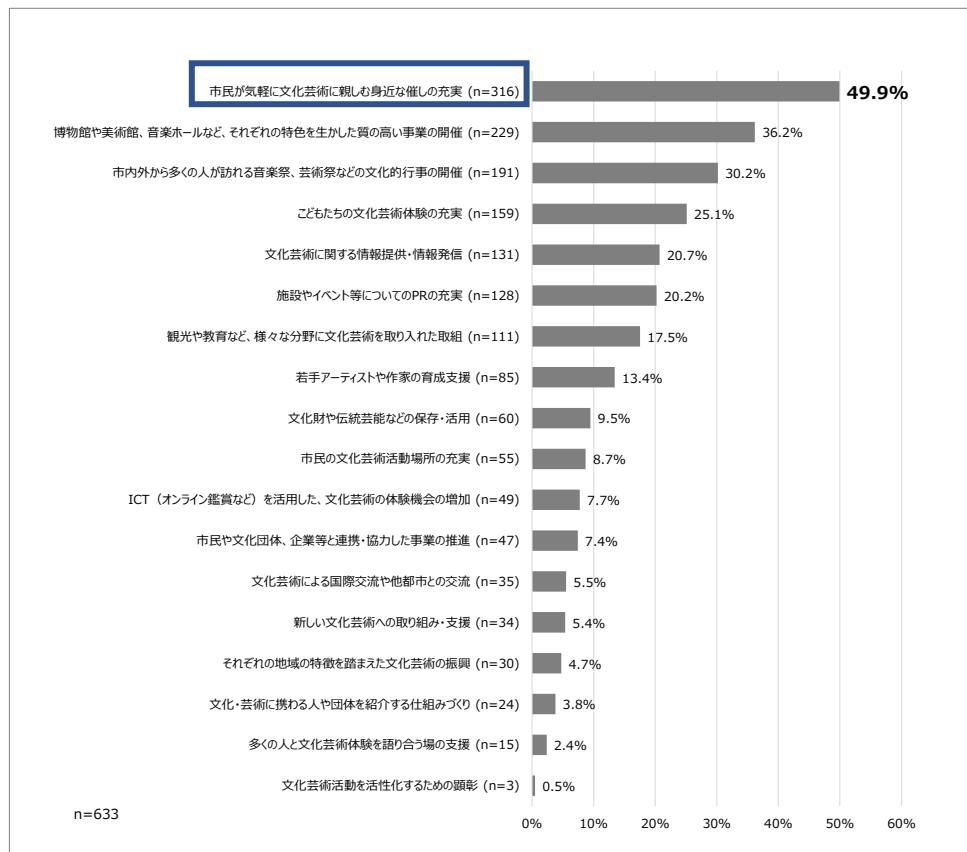
ポイント1 【鑑賞・体験】

市民は「文化芸術振興のために重点を置くべきこと」として「市民が気軽に文化芸術に親しむ身近な催しの充実」が最も多く、49.9%

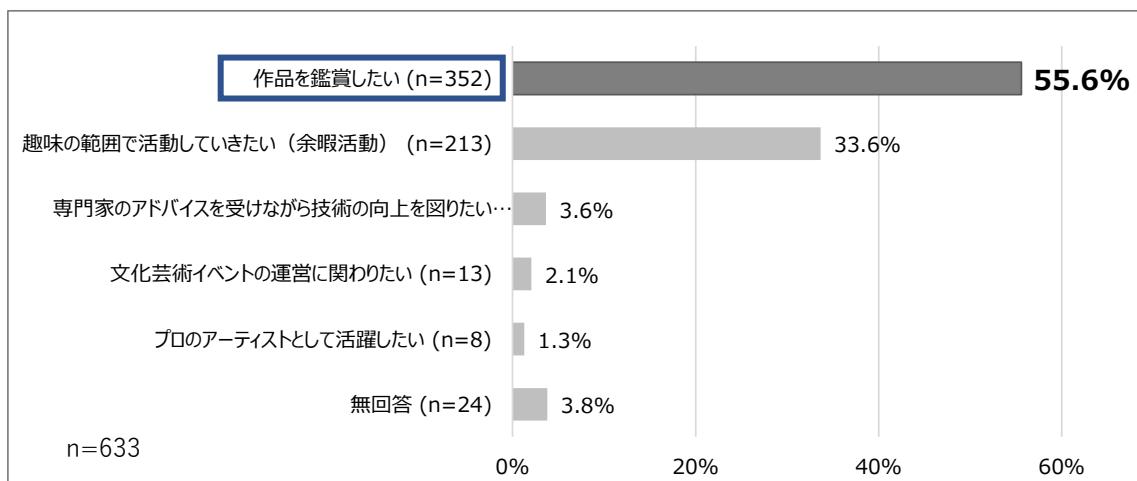
「文化芸術に今後どのように取り組んでいきたいか」では、「作品を鑑賞したい」が過半数の55.6%

「文化芸術の鑑賞・体験で期待すること」として、「現地での鑑賞・体験する機会」との意見が最も多く41.5%

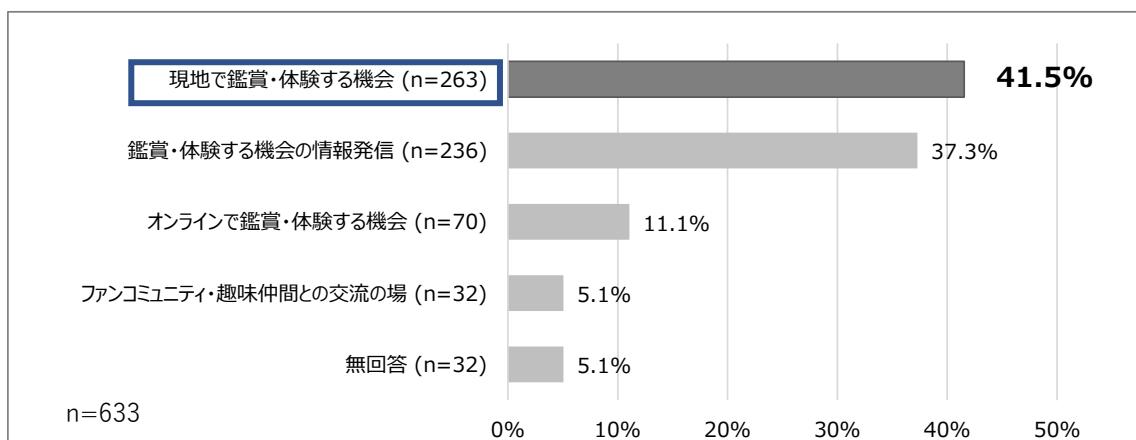
【文化芸術振興のために重点を置くべきこと（市民調査）（N=633）】



【文化芸術に今後どのように取り組んでいきたいか（市民調査）（N=633）】



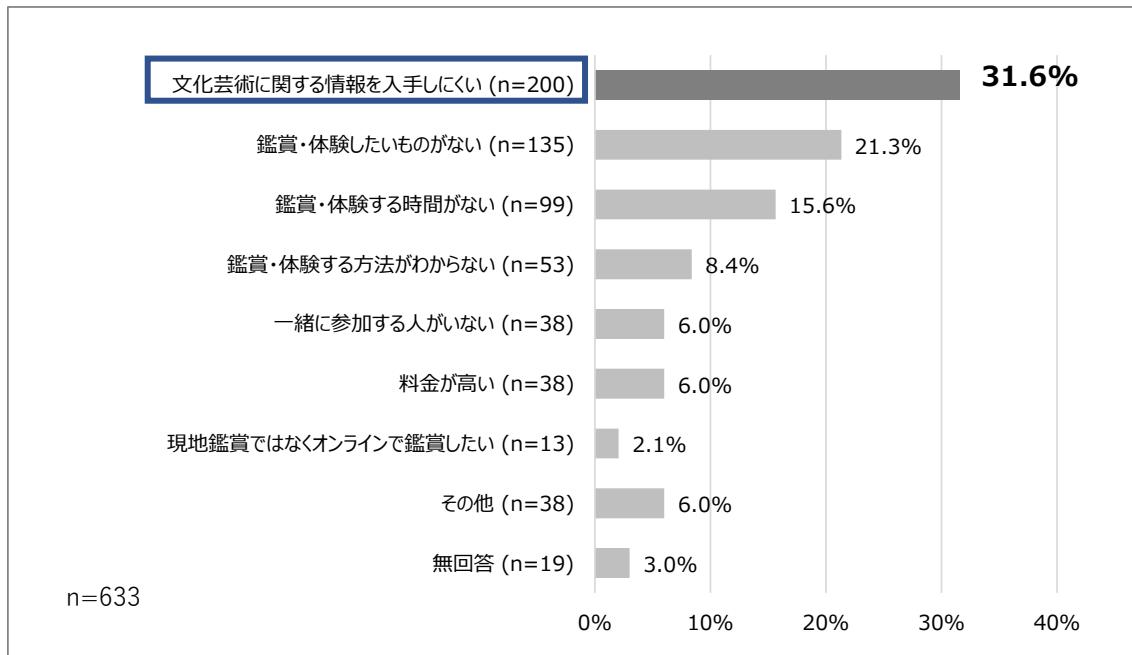
【千葉市内での文化芸術の鑑賞・体験で今後期待すること（市民調査）（N=633）】



ポイント2【広報】

「市内での文化芸術の鑑賞・体験にあたっての課題」として、「文化芸術に関する情報を入手しにくい」が31.6%

【市内での文化芸術の鑑賞・体験にあたっての課題（市民調査）（N=633）】



【視点1】多くの市民が文化芸術に触れる機会の拡充

市民のニーズを把握し、様々な分野やテーマでの文化芸術活動に気軽に参加・体験できる場を設けることで、より多くの市民の文化芸術活動に対する興味関心を高める機会が求められています。

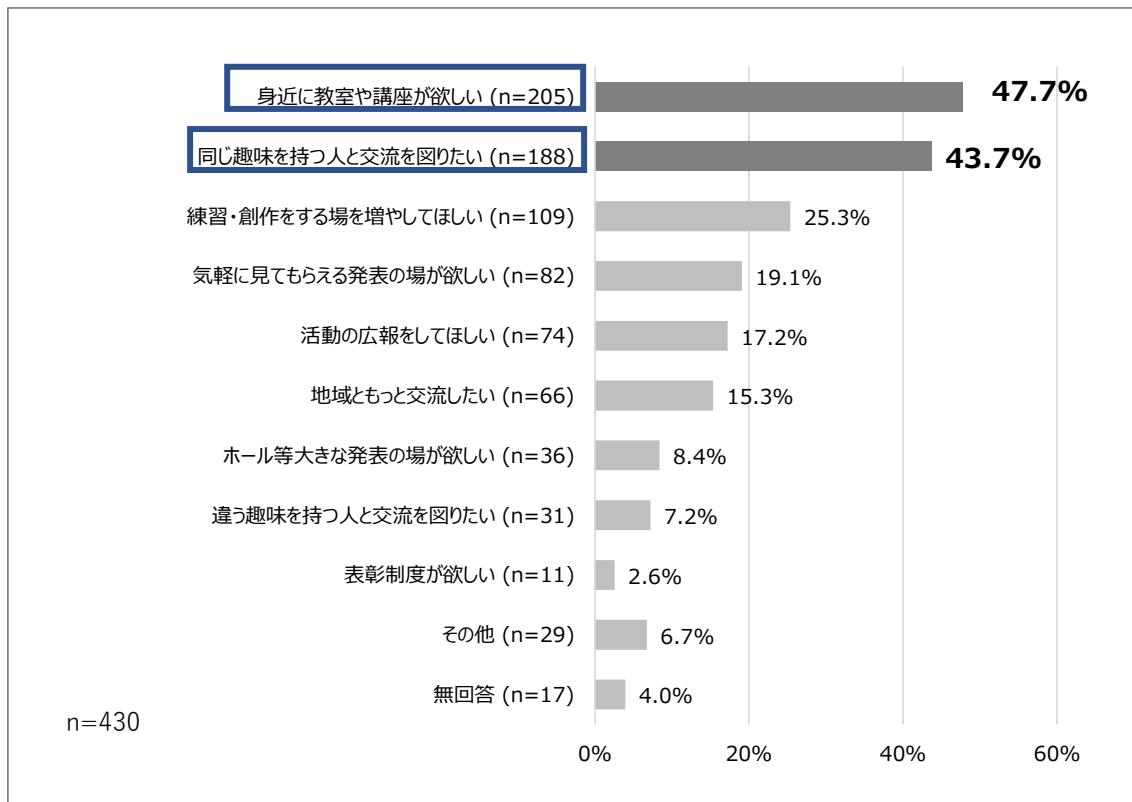
特に、将来の文化芸術の担い手となるこどもや若者に対して、文化芸術に触れて、文化芸術の楽しさを直接感じができる機会が重要です。

また、文化芸術活動を行いたい市民が期待する情報の発信はもちろん、これまで文化芸術活動に興味関心がそれほどもてなかつた市民が少しでも市内の文化芸術活動に興味関心を抱くことができるような情報の発信の手段や内容の工夫を図ることが必要です。

ポイント3 【文化芸術活動】

市民調査では「身近に教室や講座が欲しい」という意見が最も多く47.7%、「同じ趣味を持つ人と交流を図りたい」という意見が43.7%

【今、活動(創作含む)を楽しんでいる文化芸術に関して活動するうえで望むこと
(市民調査) (N=430)】



n=430



【視点2】市民が主体的に参加する地域社会の形成

市民は、身近な地域での文化芸術活動や、同じ趣味を持つ人との交流を求めてい
ます。

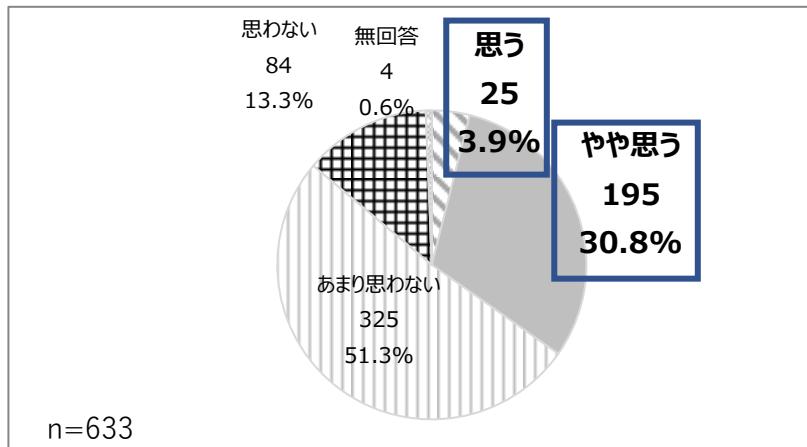
市民が多様な文化芸術活動を通して自らの創造性や感性を高め、多様性を受け入
れ互いの心を通わせることで、お互いを尊重しながらいきいきと暮らせる地域社会
が生まれます。

これまで本市では、市民や行政による様々な文化芸術活動が行われてまいりました
が、これまで以上に、国籍、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、全ての市民
にとって文化芸術活動が身近なものとして実感し、主体的に参加できる文化芸術活
動の後押しが必要です。

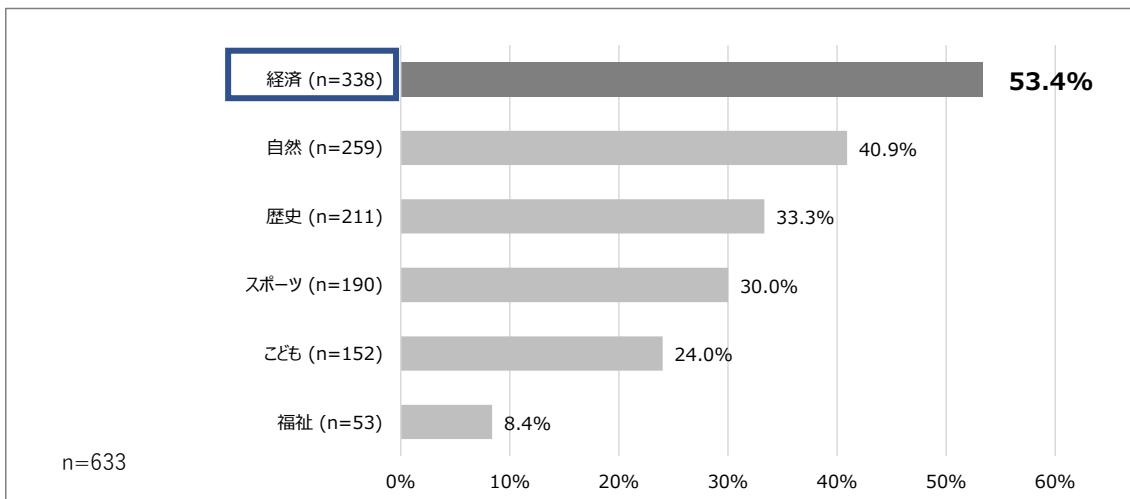
ポイント4 【文化的なまち】

千葉市は文化的なまちかでは「思う」という回答が3.9%、「やや思う」が30.9%

【千葉市は文化的なまちか (市民調査) (N=633)】



【重点的に連携すべき分野 (市民調査) (N=633)】



【視点3】文化芸術による好循環が生み出される環境

市民意識調査では、「千葉市は文化的なまち」かについて、「思う」が低い割合となっており、今後の積極的な取組が求められています。

文化的なまちは、市民や文化芸術団体、アーティストが、いきいきと文化芸術活動が行え、それが企業や学校、経済、観光、教育、福祉等の分野と連携することで新たな価値を生み出し、その価値が文化芸術活動の質の向上を図るために再投資される好循環が生まれているまちです。

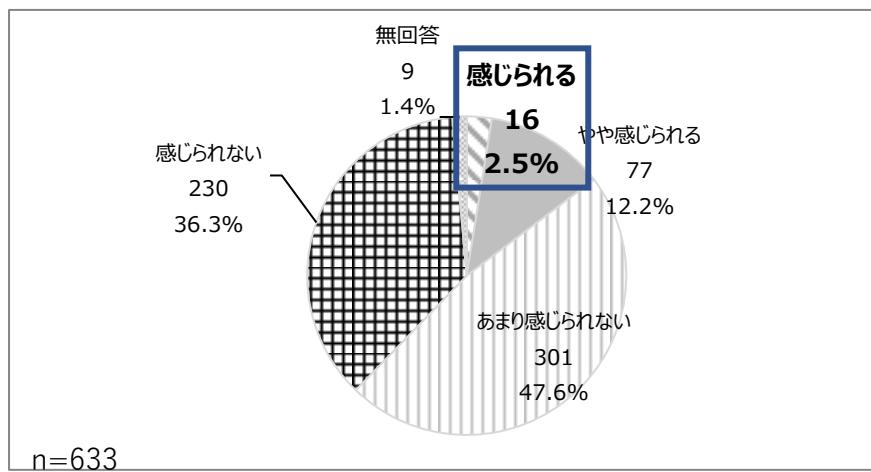
今後、文化的なまちを目標に、文化芸術活動を行う個人や団体の活動を支える体制や制度の構築、様々な分野との連携を支える仕組みづくりが必要です。

ポイント5 【人材育成】

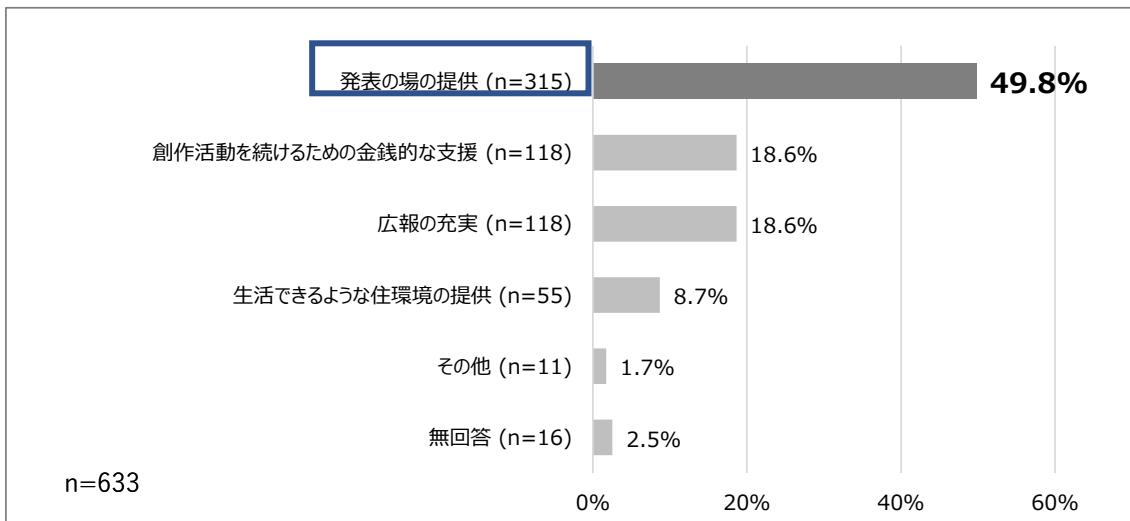
千葉市内では、「市ゆかりのアーティストの活躍を感じることができるか」について「感じられる」が2.5%

また、「若手アーティスト活躍のために市が行うべき支援」について、「発表・展示の場」が49.9%

【現在、千葉市内では、市ゆかりのアーティストの活躍を感じることができるか（市民調査）（N=633）】



【若手アーティスト活躍のために市が行うべき支援（市民調査）（N=633）】

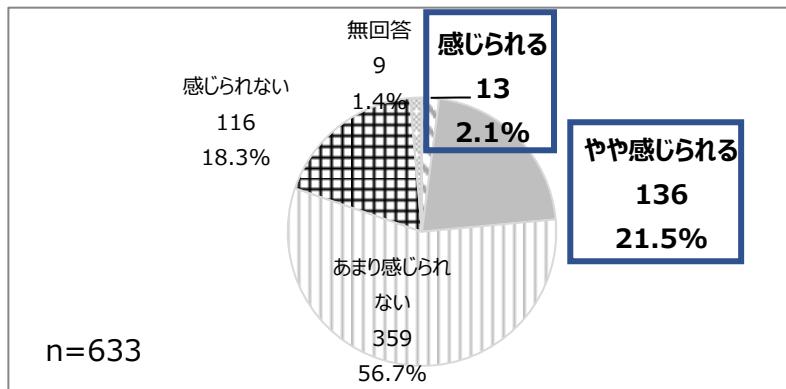


ポイント6 【千葉市らしさ】

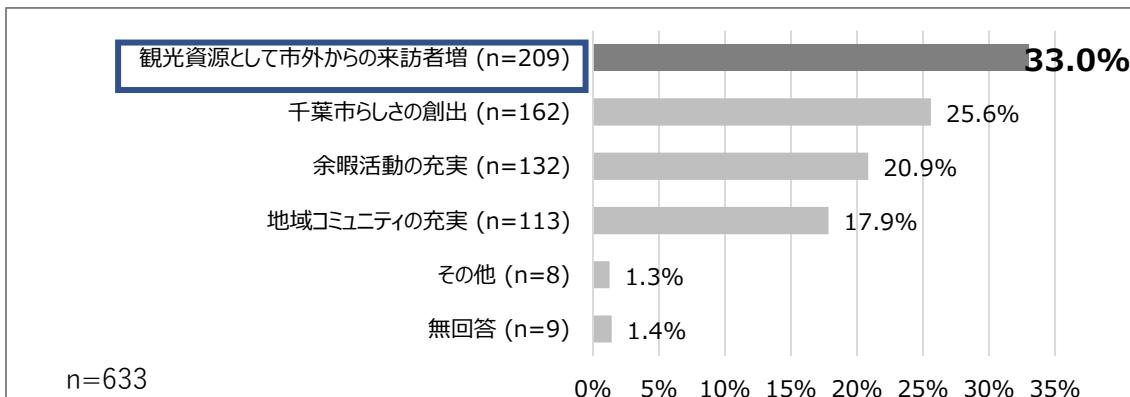
「千葉市の文化芸術は千葉市らしさを感じられるか」という設問については、感じられると「思う」という回答が市民では2.1%、「やや思う」が21.5%

「文化芸術が千葉市に対しどのような効果を生み出すことを期待するか。」について、「観光資源として市外からの来訪者増」が33%、「千葉市らしさの創出」が25.6%

【千葉市の文化芸術について、千葉市らしさを感じられるか（市民調査）（N=633）】



【文化芸術が千葉市に対しどどのような効果を生み出すことを期待するか。（市民調査）（N=633）】



【視点4】資源を活用した千葉市らしい文化芸術の創造の整備

現状では、「千葉市の文化芸術は千葉市らしさがあるか」について、「感じる」が低い割合となっています

今後、千葉市らしい文化芸術を創造し、それを広く知ってもらうためには、文化施設のみならず自然や海辺、歴史などの地域資源の活用、また、アーティストや、アートマネジメント、ボランティアなどの人的資源の育成とその活躍の場を広く設けていくことが重要です。

また、複数の資源が出会うことによる相乗効果で、千葉市らしい文化芸術の更なる発展を目指すため、それぞれの資源を効果的に結びつける場が必要となります。

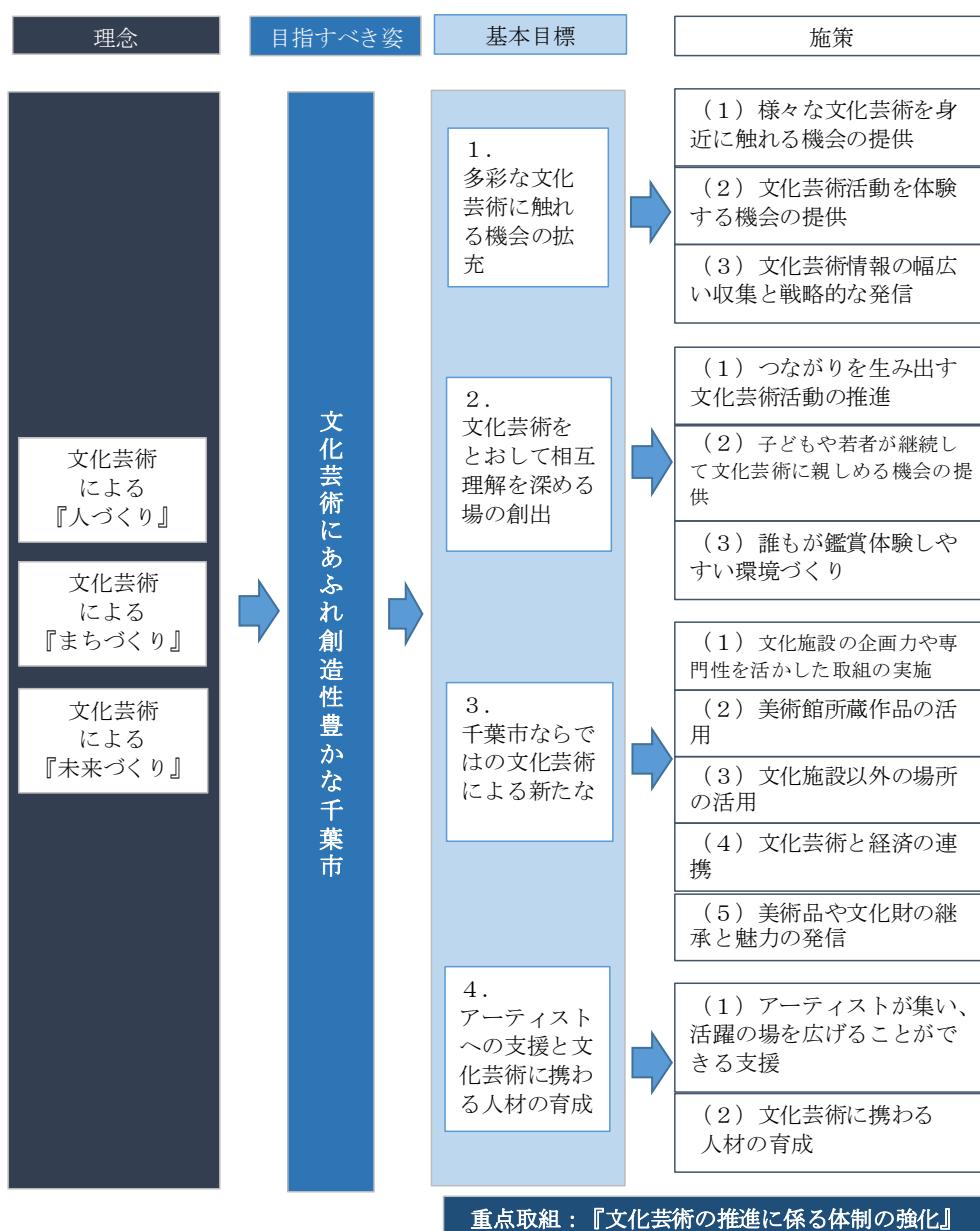
第4章 第3次千葉市文化芸術振興計画の基本的な考え方

1. 計画体系

第3次千葉市文化芸術振興計画の策定に合わせて、本市の文化芸術振興における根本的な使命として、理念を定めます。

新たな理念のもとに、10年後に目指すべき姿として「文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市」とし、それを実現するために4つの基本目標と、基本目標ごとの施策の方向性を示します。

あわせて、基本目標、施策の方向性を円滑に実施するため、持続的な文化芸術施策の展開を図ることを目的として、本計画における重点取組を位置付けます。



2. 理念

本市の文化芸術振興における根本的な使命として、3つの理念を定めます。

理念について、同時に取組むものではありますが、「人づくり」「まちづくり」を経て「未来づくり」につなげていきます。

文化芸術による『未来づくり』

文化芸術の振興に当たっては、歴史や自然、風土を基盤とする、本市ならではの文化芸術の価値を次の世代へ継承するとともに、新たな文化芸術の創造や発展に努める。



文化芸術による『人づくり』

文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性を十分に尊重するとともに、一人ひとりに等しく創造性や表現力を育む機会を提供することにより、主体的に人とつながり、相互に理解し尊重をしながら、活動をひろげていくことのできる、次代を担う人材を育成する。

文化芸術による『まちづくり』

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、福祉、教育、観光など幅広い分野の施策と連携することにより、社会課題の解決や地域活性化を図り、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する。

3. 目指すべき姿

『文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市』

文化芸術にあふれ創造性豊かなまちとは、作品づくり、作品鑑賞など、文化芸術の活動の中で市民それぞれが自己実現を行い、その活動を様々な立場の人々と共にを行うことのできるまちです。そこでは、自らの生み出す力を信じつつ、他者の存在を受け入れることで、人々の相互理解と新たなつながりが育まれ、自分らしく生き生きとした日々を送ることができるはずです。

また、そうしたまちでは、それまでにはなかった新たな提案が生まれ、新しいものやことに対して、積極的に受け入れようとする素地が育れます。福祉や教育、観光などにおいて新たなサービスや価値を、市民みずから生み出すことができるようになるはずです。

「文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市」を目指し、本計画に基づき様々な取組を行うことで、市民のまちへの誇り、愛着、共感を生み、自ら積極的に関わるとする気持ち（シビックプライド）の醸成につなげていきます。

4. 基本目標

基本目標 1 多彩な文化芸術に触れる機会の拡充

文化芸術が日々の生活を彩り豊かなものとすることで、市民の感性を高めていくことができるよう、身近な場所で様々な文化芸術活動を展開していきます。あわせて、大学等とも連携し、市内の文化芸術活動の更なる充実も図ります。

また、市民が求める文化芸術情報はもちろん、市民の文化芸術への興味関心を広げることができるように、情報を幅広く収集し、発信していきます。

多彩な文化芸術活動が街なかで展開され、その情報を発信していくことで、文化芸術が盛んなまちとしての認知を高めていきます。

施策

(1) 様々な文化芸術を身近に触れる機会の提供

美術館や市民会館等の文化施設で本格的な文化芸術に触れる機会を提供することはもちろん、公園、商業施設、住宅街など、その場所の特性を生かした様々な文化芸術活動を展開し、市民が日常のなかで、文化芸術に触れる機会を提供します。

<新たな取組例>

- ・街なかでの文化芸術活動の実施や支援

(2) 文化芸術活動を体験する機会の提供

市民が気軽に文化芸術活動を体験できる事業を実施するとともに、大学や文化芸術団体、また福祉などの他分野で活動する団体等との連携や、美術館や市民会館等の文化施設の職員の専門性を活用することで、市内の文化芸術活動の更なる充実を図ります。

<新たな取組例>

- ・大学等との文化芸術プログラムの共同展開
- ・文化施設による街なかでのアウトリーチ事業

（3）文化芸術情報の幅広い収集と戦略的な発信

文化芸術への市民の興味関心を広げることができるよう、市や文化施設による文化芸術事業に限らず、市内での様々な文化芸術活動や、市で活動したことがあるアーティストの活躍、文化施設そのものの魅力など、文化芸術情報を幅広く収集し、多くの人の目にとまるよう、戦略的に発信します。

＜新たな取組例＞

- ・市で活動したことがあるアーティストの活躍情報や市民の感性を高める文化芸術活動等をリサーチして情報を発信
- ・近隣や施設内の店舗等と連携することでの、文化施設に来訪することの付加価値を感じができる情報の発信

基本目標2 文化芸術をとおして相互理解を深める場の創出

文化芸術は、人々の創造性を育み、表現力を高めるとともに、相互に理解し尊重しあい、多様性を受け入れることができる地域社会を形成する源泉です。

年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向等を問わず、すべての市民が文化芸術に親しめる場を設けることで、地域で新たなつながりが育まれ、文化芸術による地域課題の解決に寄与します。

また、未来の文化芸術の担い手となる子どもや若者には、豊かな感性と創造性を継続して育める機会や場を提供します。

あわせて、文化施設のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備にも取り組んでいきます。

施策

(1) つながりを生み出す文化芸術活動の推進

多様な人々が自分らしく自由に表現し、多くの人がその表現に触れて、他者への理解を深めていくことで、地域でのつながりを新たに生み出すことができ、また、これまでよりも活発化する文化芸術活動を推進し、文化芸術による地域課題の解決につなげていきます。

<新たな取組例>

- ・文化施設に様々な人が集い、交流する機会の拡充
- ・国籍を問わず相互理解を深める活動の実施と支援
- ・高齢者等の孤立を防ぐ活動の実施と支援
- ・アーティスト イン レジデンスの実施

(2) 子どもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供

子どもたちの豊かな感性と創造性を高めることができるように未就学児に対する鑑賞・体験の機会を充実します。

また、小・中学校等との連携をとおして子どもたちが、優れた文化芸術や伝統文化を鑑賞・体験できるようにします。

さらに、若者たちが次代の文化芸術の担い手として活躍できるよう、高校生や大学生による文化芸術活動を支援します。

<新たな取組例>

- ・千葉市美術館所蔵のデジタル作品を授業の教材としてタブレットでの鑑賞
- ・学校とアーティストをコーディネートし、校内でワークショップ等を実施
- ・若者の学校以外での文化芸術活動の場や機会を提供

(3) 誰もが鑑賞体験しやすい環境づくり

文化施設におけるバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した環境整備はもちろん、障害者や高齢者等の施設でのアウトリーチ事業、また、千葉市美術館所蔵のデジタル作品のオンライン鑑賞なども推進します。

<新たな取組例>

- ・多様な利用者の快適性や利便性に配慮した対応や整備
- ・障害者や高齢者施設等でアウトリーチでの文化芸術活動の実施や支援
- ・オンライン上で誰でも鑑賞できるデジタルミュージアムの実施

基本目標3 千葉市ならではの文化芸術による新たな価値の創造

千葉市は、房総の温暖な気候や立地環境のもと、古くは商業のまちとして栄え、それが県内の政治の中心地である都市へと変容し、高度経済成長期には大規模団地が次々と造成されるなど、全国各地から多くの人が流入しました。このような環境や歴史を通じて、柔軟性がある懐の深い市民性が受け継がれています。

本市の資源である、自然や歴史、市民性などの特性を文化芸術活動で活かし、また、経済や観光等とも結びつけることで、千葉市ならではの文化芸術による新たな価値を創造します。

施策

(1) 文化施設の企画力や専門性を活かした取組の実施

美術館や市民会館、文化センター等の文化施設が、質が高く優れた公演や展示等を催すことで、また、催しが無くても文化芸術にふれることができる場や機会を提供することで、多くの人が集い、そこから新たな文化芸術活動が生まれ、まちに活気を生み出します。

<新たな取組例>

- ・文化施設に様々な人が集い、交流する機会の拡充（再掲）

(2) 美術館所蔵作品の活用

美術館が所蔵する、浮世絵や現代アート作品の画像等を積極的に活用し、まちづくりに活かすことで、まちの回遊性を高めるとともに、まちに新たな可能性を生み出していくます。

<新たな取組例>

- ・街なかで美術作品の展示や発表の機会の提供
- ・デジタル作品を商品開発に活かすことができる仕組みづくり

(3) 文化施設以外の場所の活用

水辺や里山、公園やスポーツ施設などでも、積極的に文化芸術活動を展開しながら、それぞれの場所の新しい魅力を創出し広く発信することで、市内外から人が集り、まちに賑わいが生まれます。

<新たな取組例>

- ・文化芸術活動の場の発掘
- ・様々な場所を活用する文化芸術活動の実施と支援
- ・文化芸術団体等の活動と場所のマッチング

(4) 文化芸術と経済の連携

企業の文化芸術による社会貢献活動を推進し、地域における持続的な文化芸術の発展につなげるとともに、市内で新たな技術やサービス等が生み出されるきっかけになるとなるよう、企業が文化芸術に親しむことで創造性を高めることができる機会を提供します。

また、市内外からの多くの来場者によりまちに賑わいを生み出す文化芸術イベントを積極的に支援します。

<新たな取組例>

- ・企業とアーティスト等による社会貢献活動のマッチングから実現までの伴走支援
- ・世界的な企業が集積する幕張新都心を中心にアーティスト等の活動の場の提供

(5) 美術品や文化財の継承と魅力の発信

市の美術品の収集方針にそった良質の美術品の収集、調査研究、保存、展示するとともに、収集品をデジタル化し、デジタル・アーカイブとして広く公開します。

また、文化財を計画的に保存・活用するため、中長期的な基本方針と具体的な事業などを定める文化財保存活用地域計画を策定します。

あわせて、「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」に基づき、縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる史跡の整備・活用と併せ、縄文文化とSDGsを学ぶことができる新博物館の整備を推進し、特別史跡加曽利貝塚の魅力向上を図ります。

<新たな取組例>

- ・オンライン上で誰でも鑑賞できるデジタルミュージアムの実施（再掲）

基本目標4 アーティストへの支援と文化芸術に携わる人材の育成

アーティストが様々な文化芸術活動を展開することで、人々の感性を刺激する空間がまちに生まれます。このような空間は、クリエイティブな活動に興味をもつ人や企業を新たに呼び込み、交流や出会いによる相乗効果により、創造性豊かなまちが実現されます。

そのためには、多くの才能あふれるアーティストに、本市を文化芸術活動の拠点として選んでもらえるよう、様々な支援を行います。

また、その文化芸術活動を支える人材の育成支援も行っていきます。

施策

(1) アーティストが集い、活躍の場を広げることができる支援

本市を拠点に様々な文化芸術活動が展開されるよう、様々なニーズを把握し、活動・発表の場や機会の提供、広報など、様々な支援を行います。

<新たな取組例>

- ・アーティストへの助成制度の設置
- ・市内の空施設等を活用してアーティストへ制作や発表の場所の提供
- ・市内での文化芸術活動について相談できる専門窓口の設置
- ・アーティスト イン レジデンスの実施（再掲）

(2) 文化芸術に携わる人材の育成

文化芸術基本法や劇場法、博物館法等、自らに期待される役割を的確に把握し、経済や観光、福祉等の分野とも連携することができるよう、文化施設の職員の企画力や専門性の更なる向上を図ります。

また、他分野の職員についても、文化芸術と連携をすることにより、文化芸術への理解を深め、自らの分野の事業実施に係る企画力の向上を図ります。

さらに、ボランティア活動に関心がある市民には、ボランティアとしてのスキルの向上に留まらず、文化芸術への理解を深めることができる研修や実践の場を設けます。

<新たな取組例>

- ・専門的な知識を深めたり、企画力の向上をはかったりすることができる研修の実施
- ・ボランティアと文化芸術事業とのマッチング

5. 重点取組

重点取組 『文化芸術の推進に係る体制の強化』

本計画の基本目標は有機的に関連をしており、目指すべき姿である「文化芸術にあふれ創造性豊かな千葉市」を実現するためには、専門的知見を有する人材によって、自律的、継続的に取り組むことが効果的であると考えられます。

市内の文化芸術活動の支援や人材育成、経済や観光、福祉等と連携した先駆的な事業の実施、文化施設に期待される機能や役割の見直しや拡充など、本計画の推進を総合的かつ戦略的に担う組織について検討し、本市の文化芸術の振興を図ります。

(専門的組織において想定される機能)

文化芸術施策を戦略的に担う専門組織の機能として、次のようなものが考えられますが、既存組織との役割の整理など、本市としてあるべき施策の推進体制について検討を進めます。

- ・文化施策に対する専門的知見の提供

本計画の基本理念に基づき、基本目標を達成するための具体的な施策の提案を行います。

- ・補助制度の効果的な運用

文化芸術団体の運営・活動等に係る情報の収集・分析をし、補助対象の審査を行います。また終了後には、それぞれの補助に関する効果を分析し、次の審査や補助制度の改善につなげていきます。

- ・相談対応や支援の実施

文化芸術活動を行う個人や団体が自律して継続的に活動ができるよう、相談に対応し、ニーズを踏まえて、活動や発表、交流の場所の提供や、関係機関とのマッチングなど必要な支援を行います。

- ・人材の育成

地域文化の担い手となる人材を発掘し、研修を行います。

また、文化芸術と、経済や観光、福祉等を結びつけ、地域の課題解決や新たな価値の創出につなげができる人材を育成します。

- ・地域課題の調査と文化芸術による課題解決プログラムの開発

地域の課題や改善点を調査し、文化芸術をとおして、また、文化芸術と異なる分野との連携を通じて課題解決を図るプログラムを研究し、実証します。

第5章 計画の推進体制と管理・評価

1. 計画の推進体制

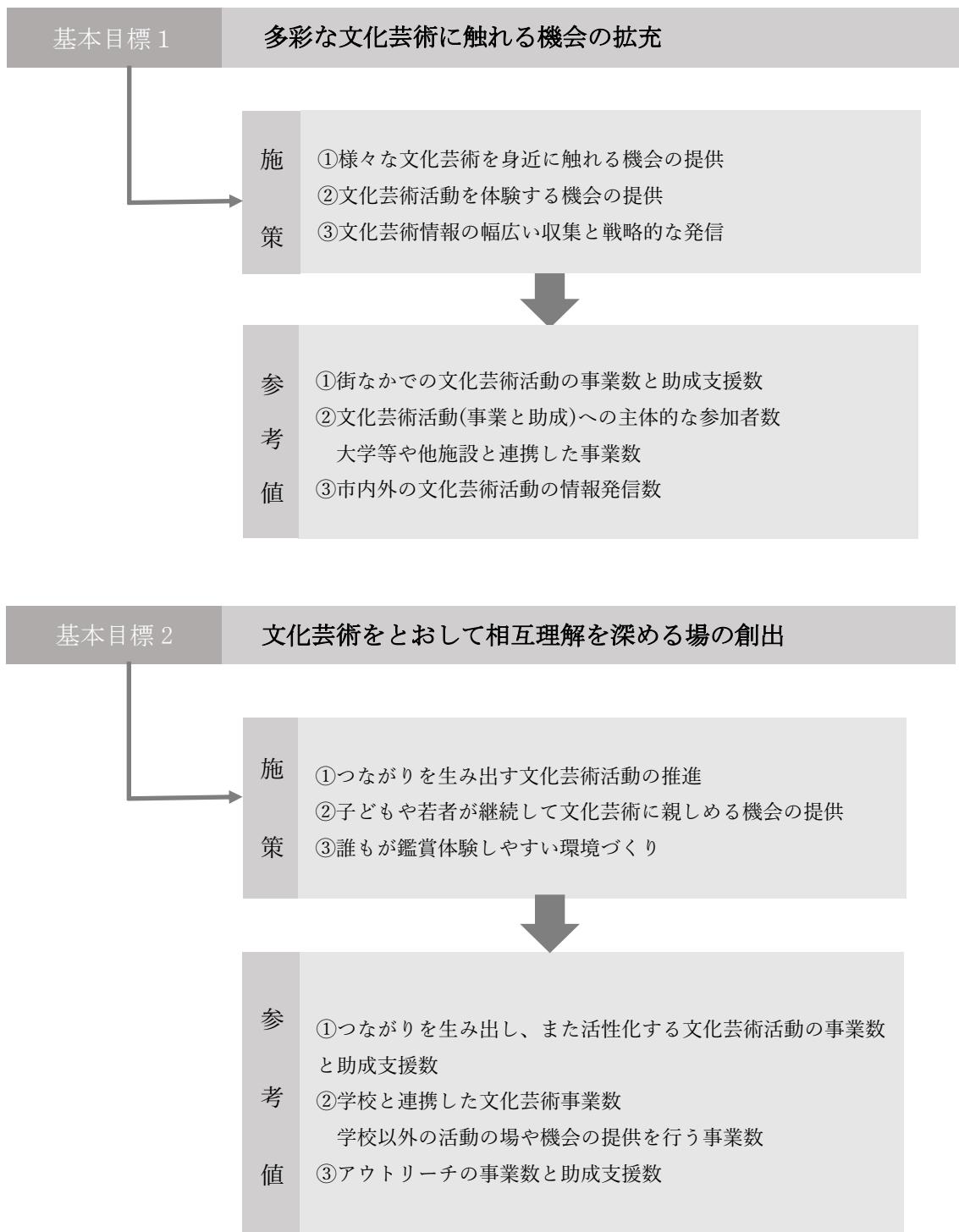
- ・第3次千葉市文化芸術振興計画の推進にあたっては、府内の経済や観光、福祉等の関係部局や各文化施設と連携・調整を行い、効果的かつ着実な推進をはかります。
- ・市、千葉市文化振興財団、千葉市教育振興財団、文化芸術活動を行う個人、文化芸術団体、企業、教育機関においては、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して、計画の推進をはかります。
- ・また、重点取組に示したような新たな推進体制について、早急に整理を進め、実現を図ります。

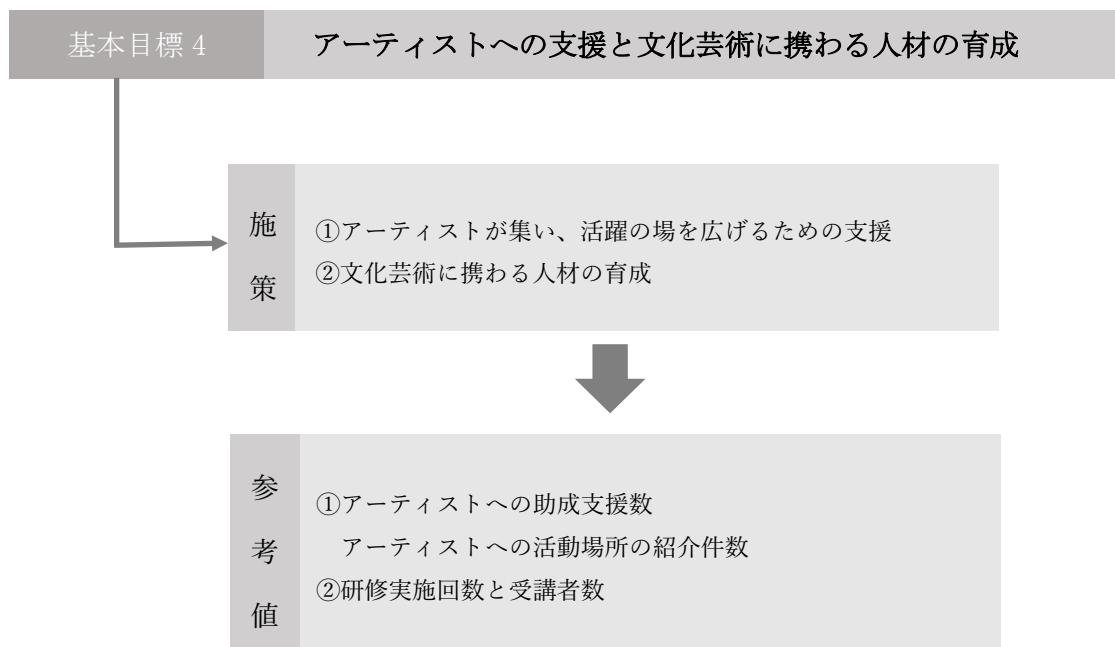
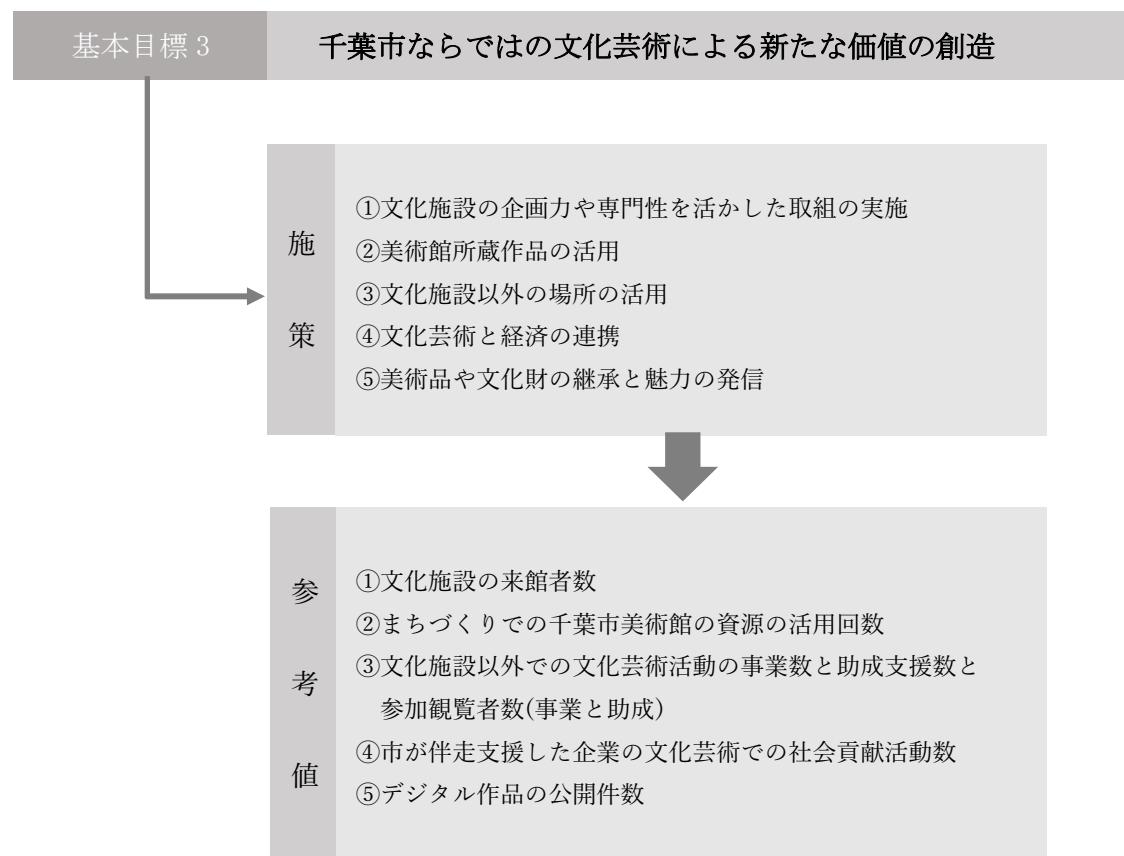
2. 計画の進行管理・評価

- ・基本目標ごとの計画の進捗が把握できる参考値を集計します。
- ・本市の文化行政施策に関する事項や千葉市文化芸術振興計画に関する事項などを審議する「千葉市文化芸術振興会議」にて、5年目の中間年、10年目の最終年において、参考値等を含め本計画全体を総合的に評価し、その結果を公表します。
- ・第3次千葉市文化芸術振興計画の各基本目標に位置付ける事業について、その実施状況等を毎年度調査し、公表します。

3. 参考値

本計画の基本目標毎に計画の進捗が確認できる参考値を把握します。





参考資料

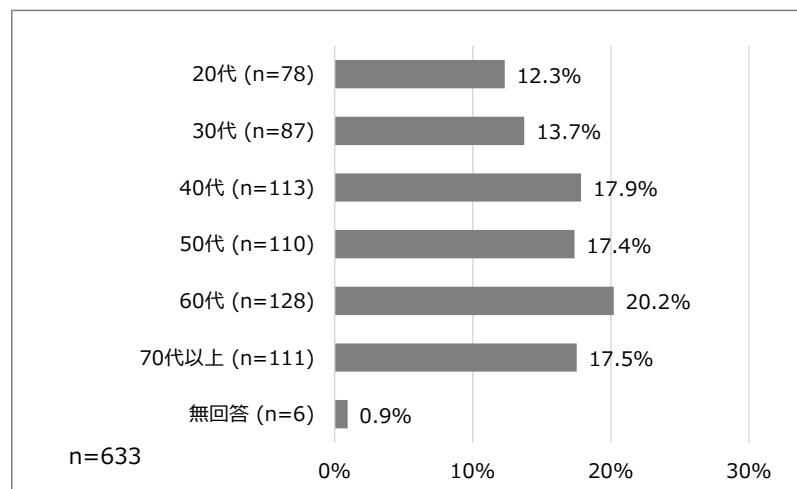
1. 市民意識調査の結果（抜粋）

新しい千葉市文化芸術振興計画の策定に向けて、文化芸術に関する市民の意識や文化芸術活動の状況を把握することを目的にアンケートを実施いたしました。

第4章 第2次千葉市文化芸術振興計画の取組における課題等（2）市民意識調査の結果とまとめのポイントに沿った形でアンケート結果を抜粋して掲載します。

	対象者	実施時期	形式	設問数	回答数 (回収率)
市民調査	千葉市在住の20歳以上の市民 (住民基本台帳から無作為抽出) 2000人	R4年10月 ～11月	紙・WEB	27問	633 (31.7%)
文化芸術団体調査	千葉市内を拠点として活動する芸術・文化団体20団体	R4年10月 ～11月	紙	21問	13 (65.0%)
若者調査	千葉市内の中・高・大 中学校 4校 高等学校 2校 大学 12校	R4年10月 ～12月	紙・WEB	23問	657
アーティスト調査	千葉市内にゆかりのあるアーティスト 59人	R4年12月	WEB	14問	13 (22.0%)

○市民意識調査 属性

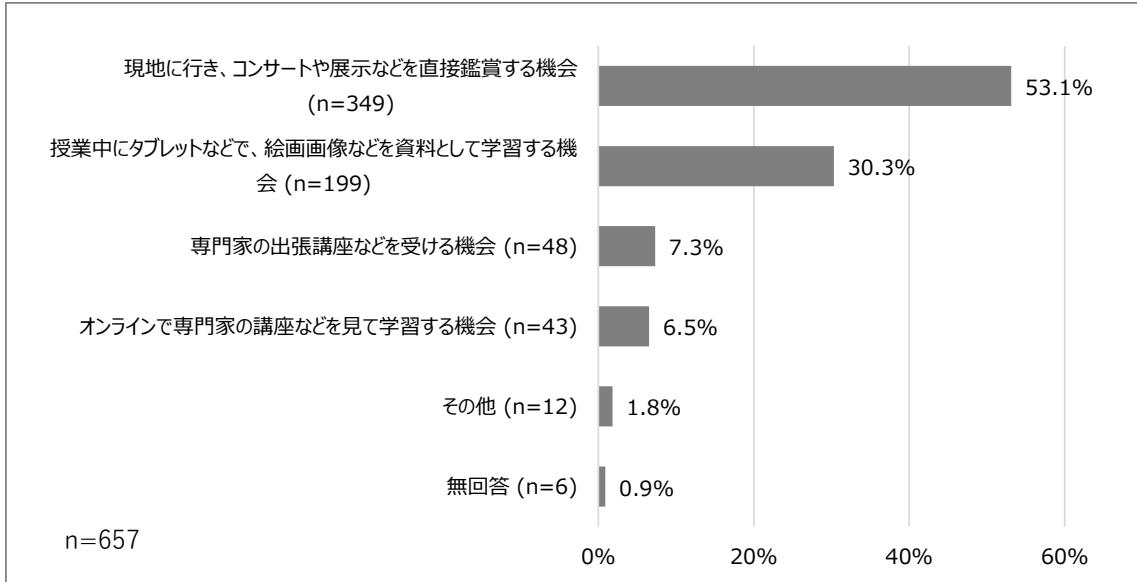


ポイント1 【鑑賞・体験】

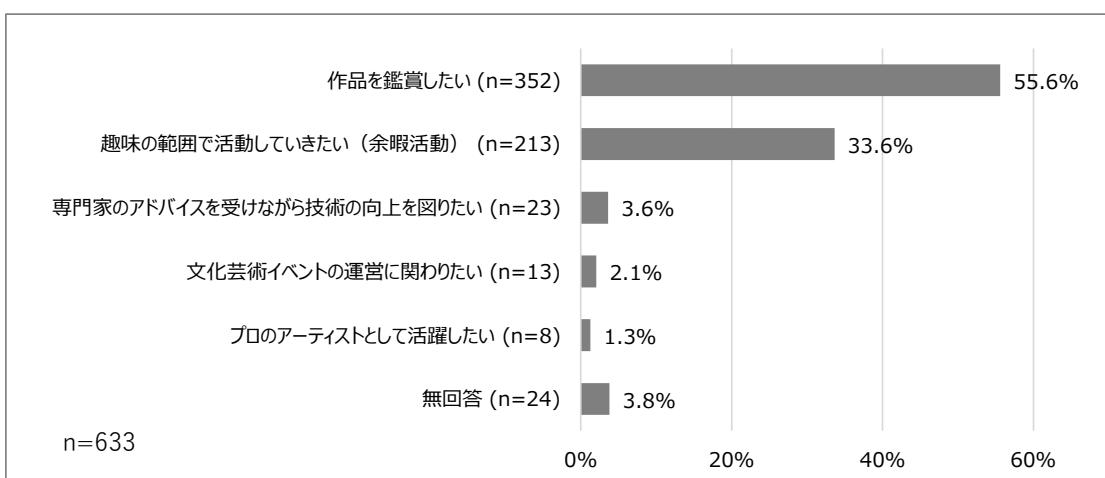
文化芸術体験については、現地での鑑賞・体験が望まれており、鑑賞・体験したいものがないという意見があるため、多様な文化芸術イベントの開催が必要であるとわかります。

また、文化芸術への取組として、作品を鑑賞したいという意見も見られ、鑑賞・体験機会が求められていることがわかります。

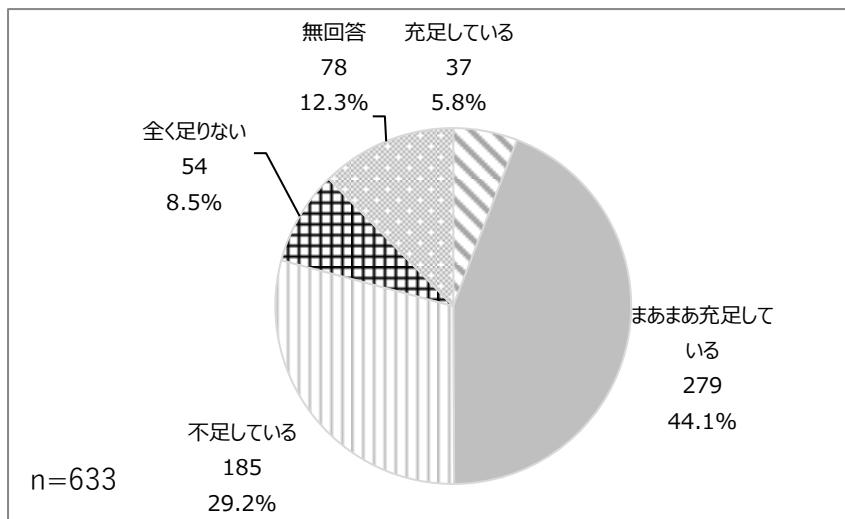
【1-1】文化芸術の学習で今後期待すること 【若者調査】 【N=657】



【1-2】文化芸術に今後どのように取り組んでいきたいか 【市民調査】 【N=633】



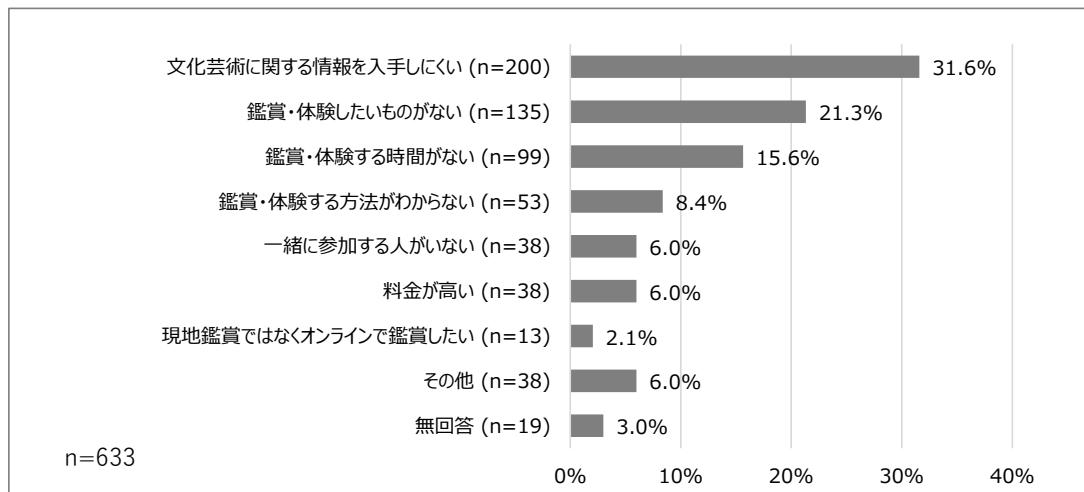
【1-3】 千葉市内での文化芸術活動の鑑賞・体験機会の充足度 【市民意識】
【N=633】



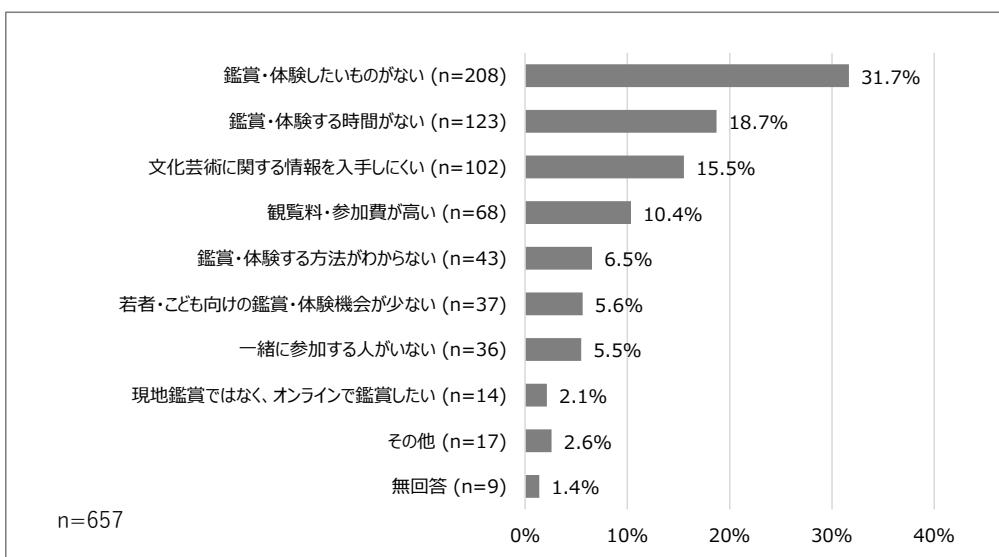
ポイント2 【広報】

鑑賞体験において、文化芸術に関する情報が入手しづらいという意見があり、その中で希望する情報入手手段として、市政だよりに併せ、SNSが求められているため、SNSを活用した広報などが一層必要であるといえます。

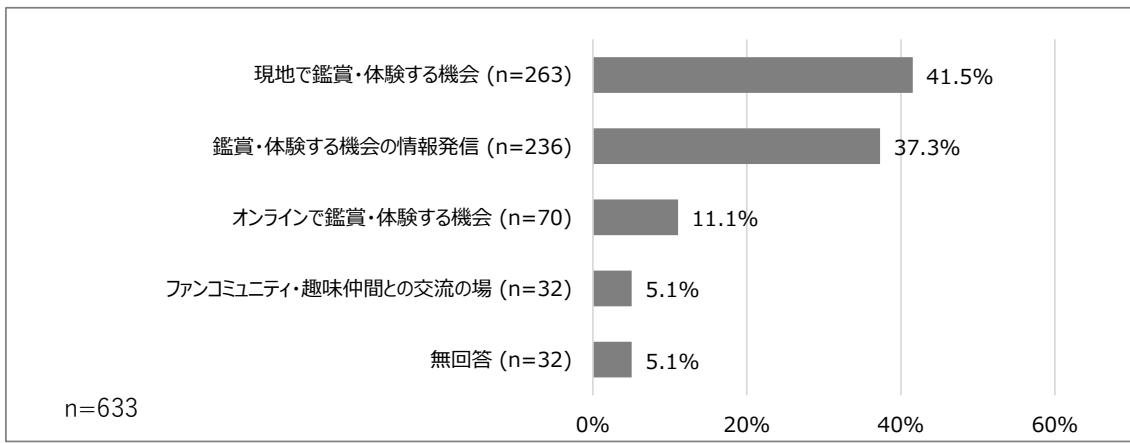
【2-1】市内での文化芸術の鑑賞・体験にあたっての課題 【市民調査】【N=633】



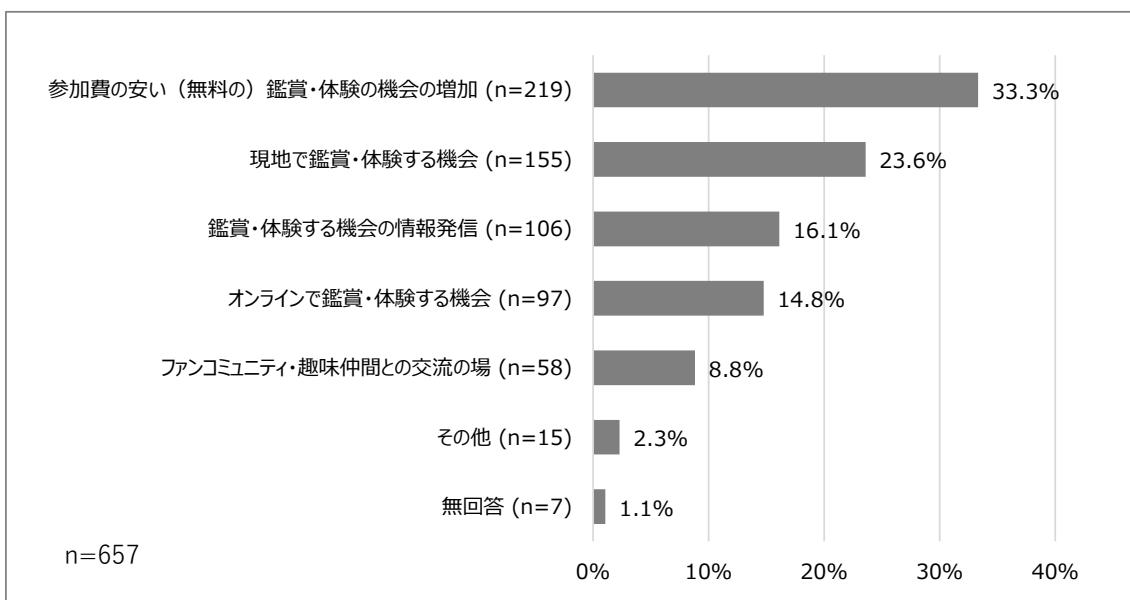
【若者調査】 【N=657】



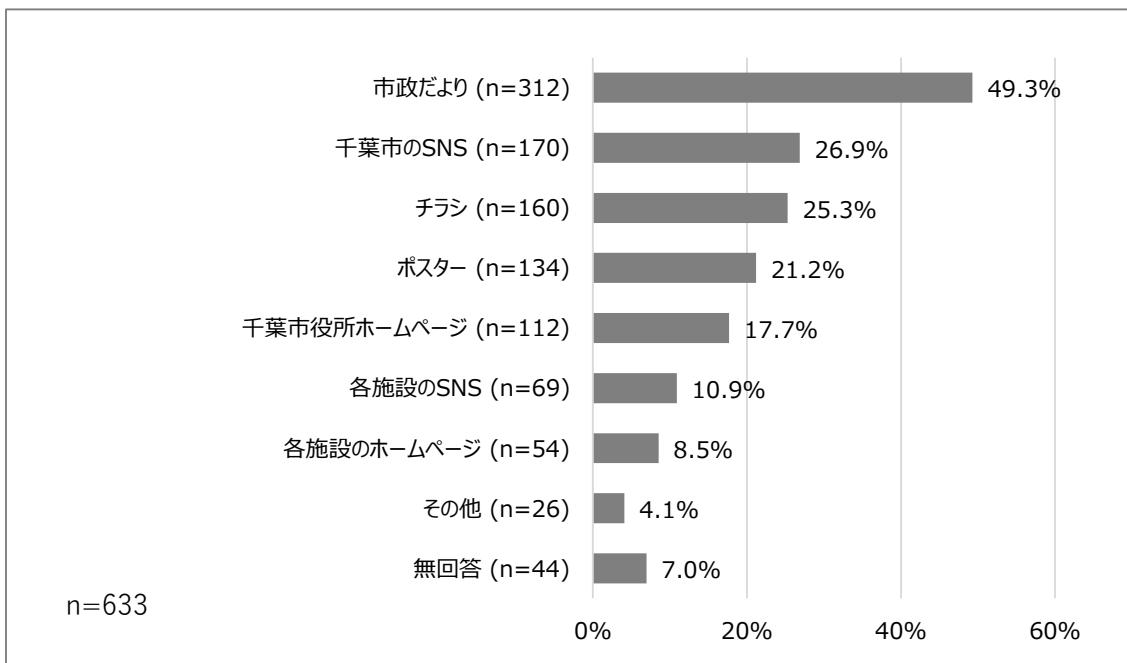
【2-2】千葉市内での文化芸術の鑑賞・体験で今後期待すること 【市民調査】
【N=633】



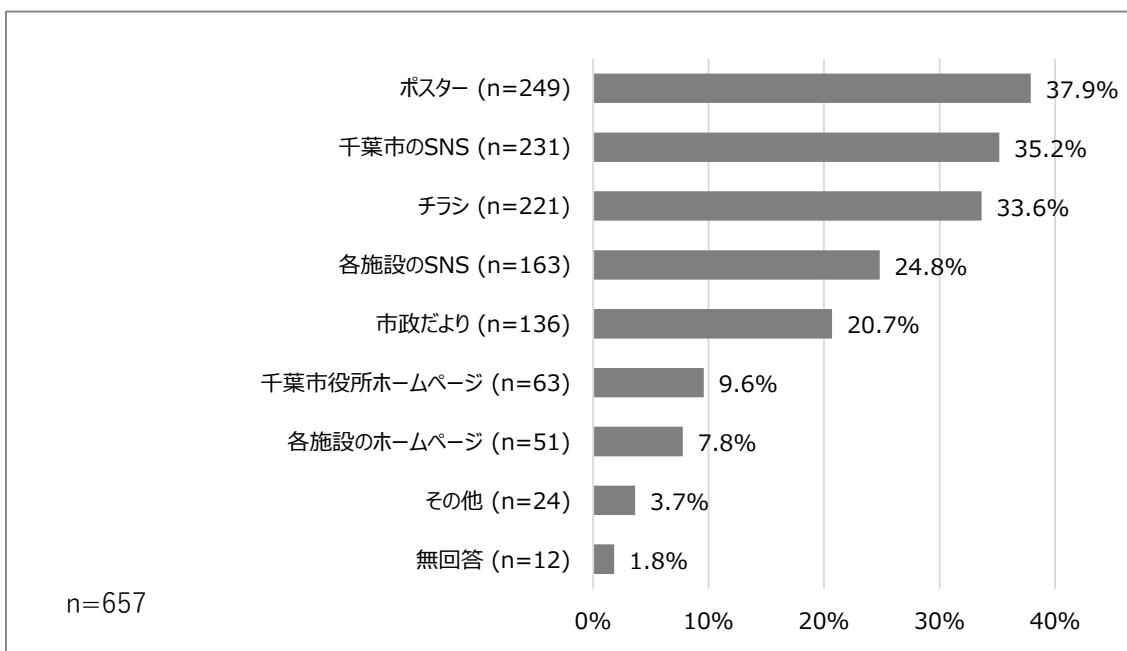
【若者調査】 【N=657】



【2-3】希望する市のイベントや施設の情報発信 【市民調査】 【N=633】



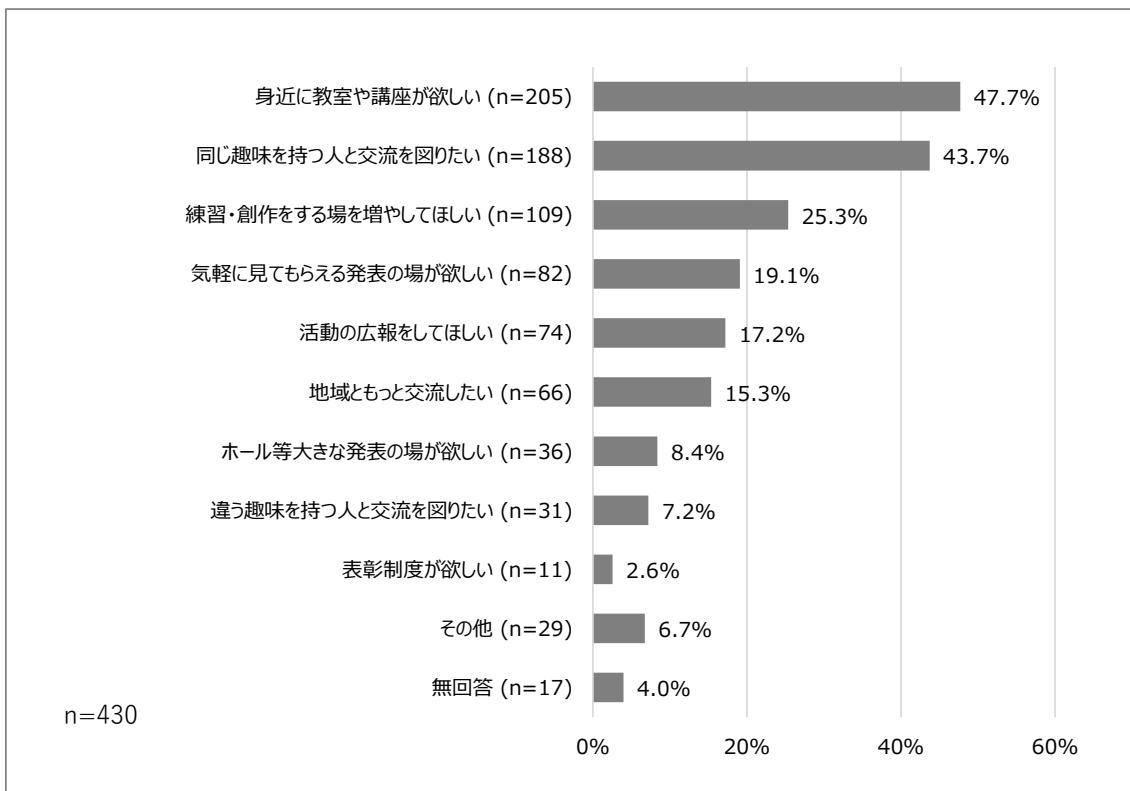
【若者調査】 【N=657】



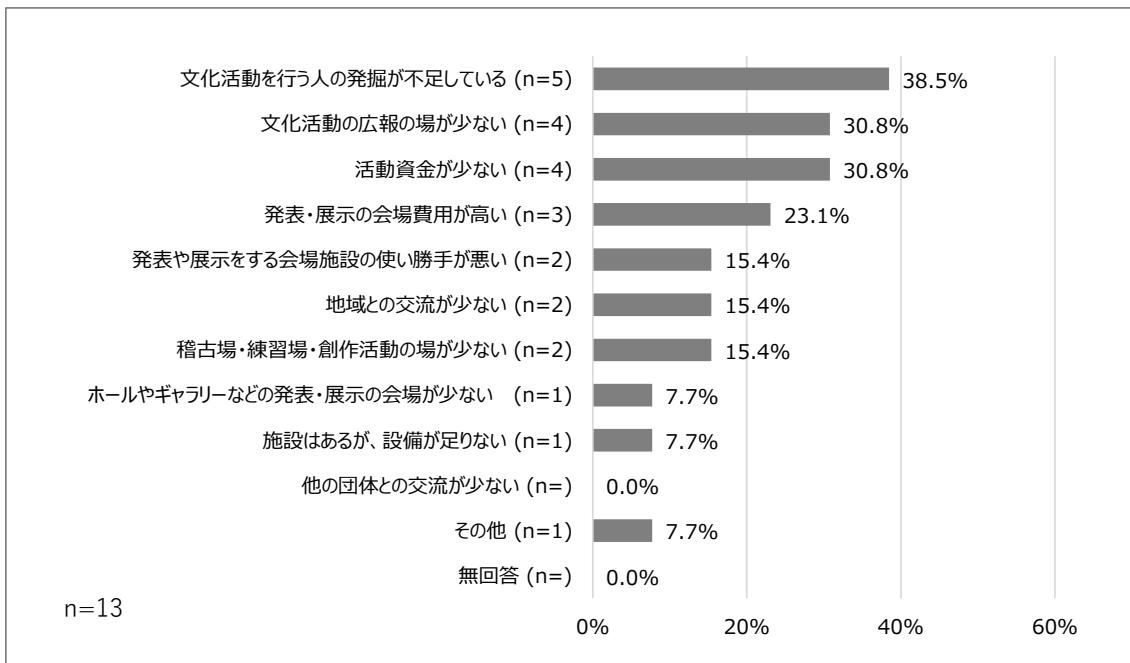
ポイント3 【文化芸術活動】

市民からは身近に教室や講座が欲しいという意見や、同じ趣味を持つ人と交流を図りたいという意見があり、身近な場での文化芸術活動機会を提供・増加させることで、身近な文化芸術活動機会の不足を改善できる可能性があります。

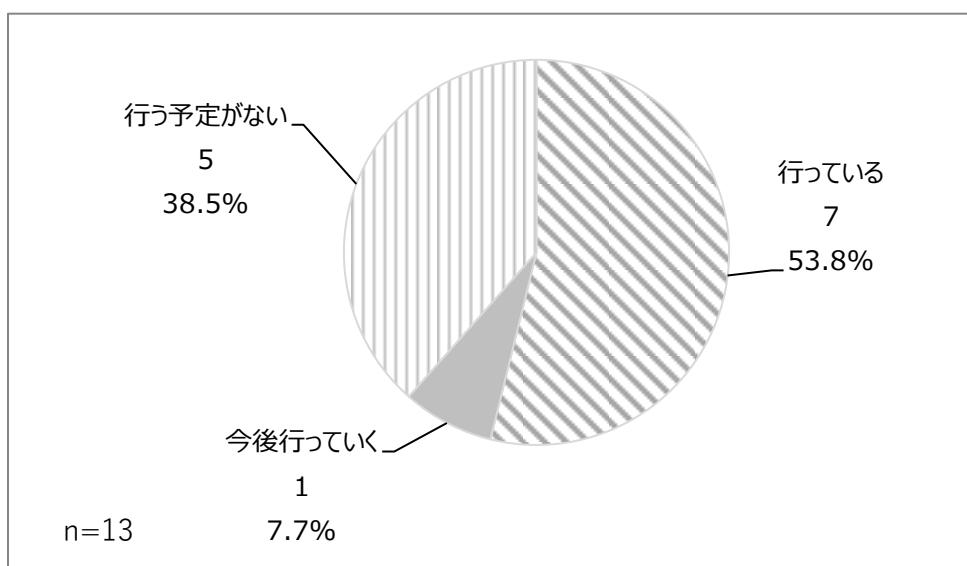
【3-1】今、活動(創作含む)を楽しんでいる文化芸術に関して活動するうえで望むこと
【市民調査】【N=430】



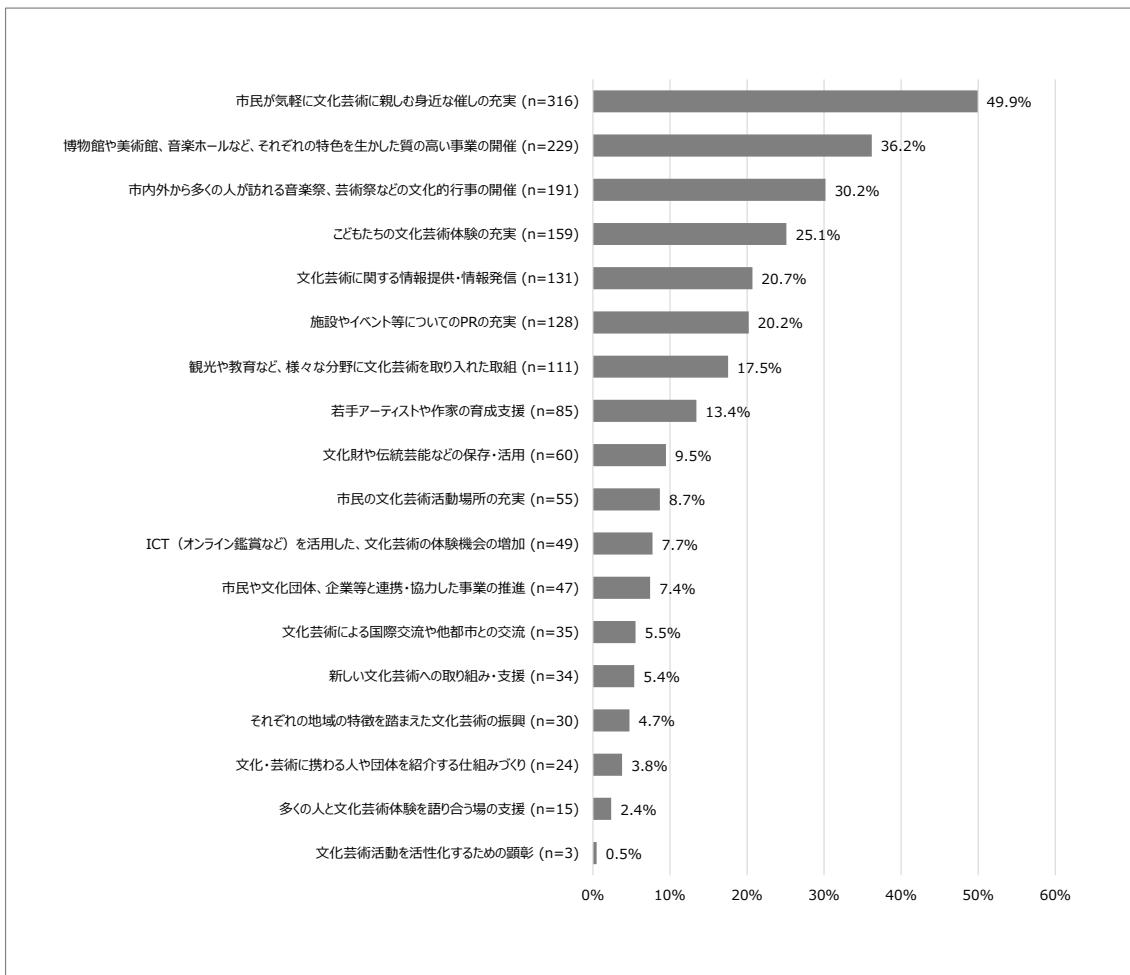
【3-2】活動する上での課題 【団体調査】 【N=13】



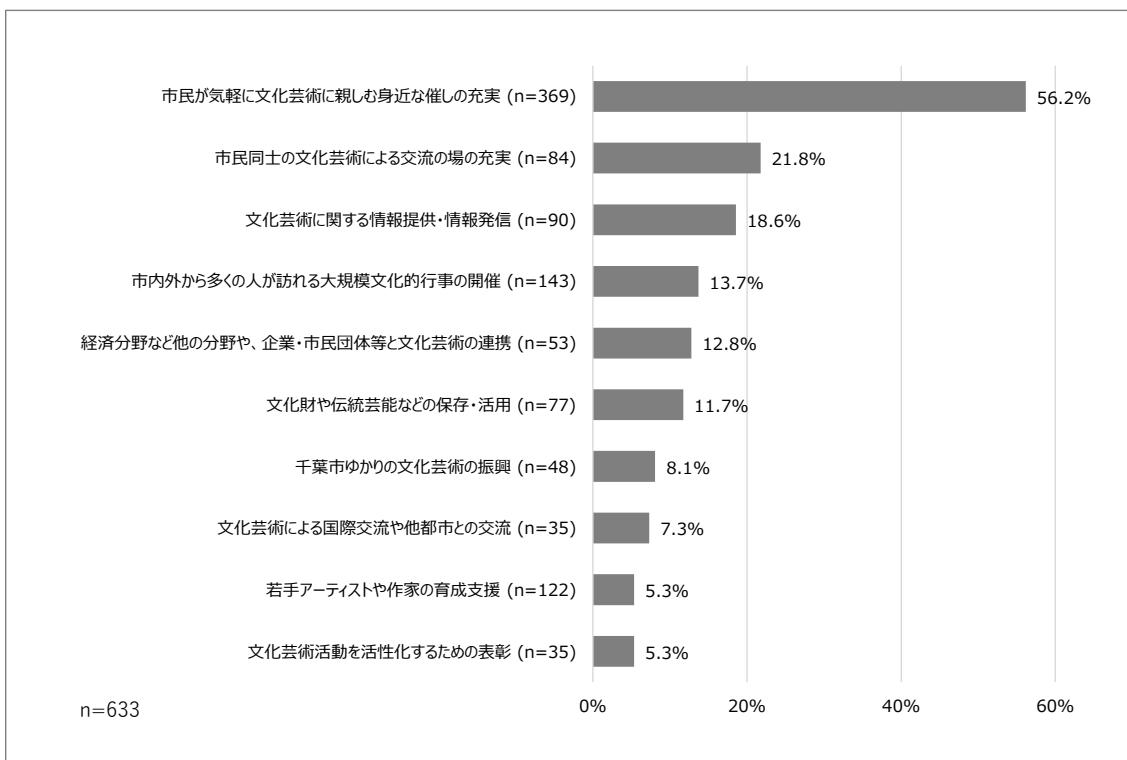
【3-3】こどもや若者が加入するための取組や育成するための取組を行っているか
【団体調査】 【N=13】



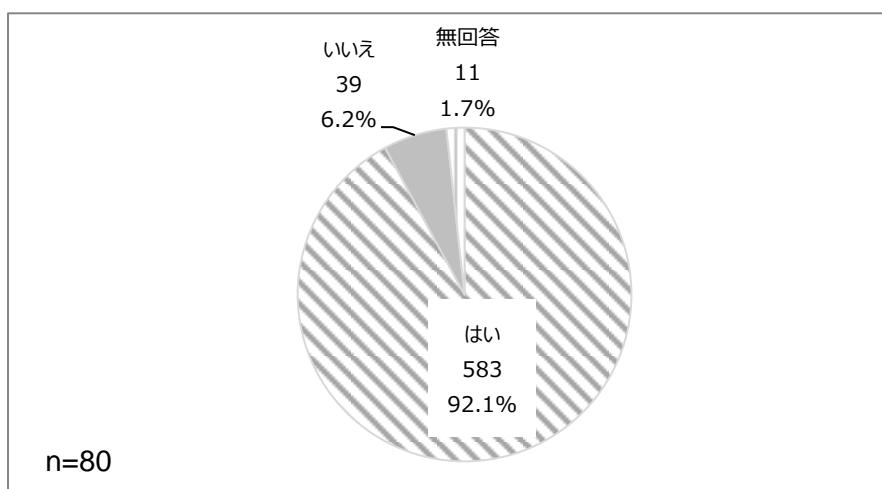
【3-4】文化芸術振興のために重点をおくべきこと【市民調査】【N=633】



【若者調査】【N=657】



【3-5】多様な主体が活躍できるイベントを推進すべきか 【市民意識調査】
【N=633】

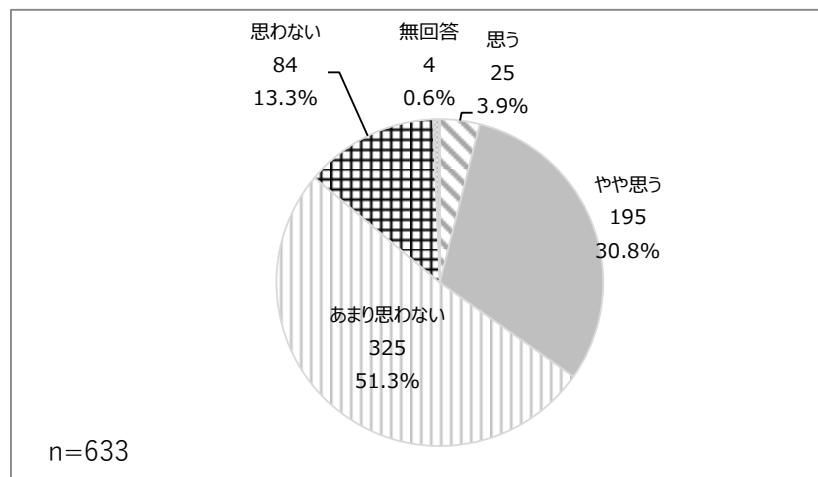


ポイント4 【文化的なまち】

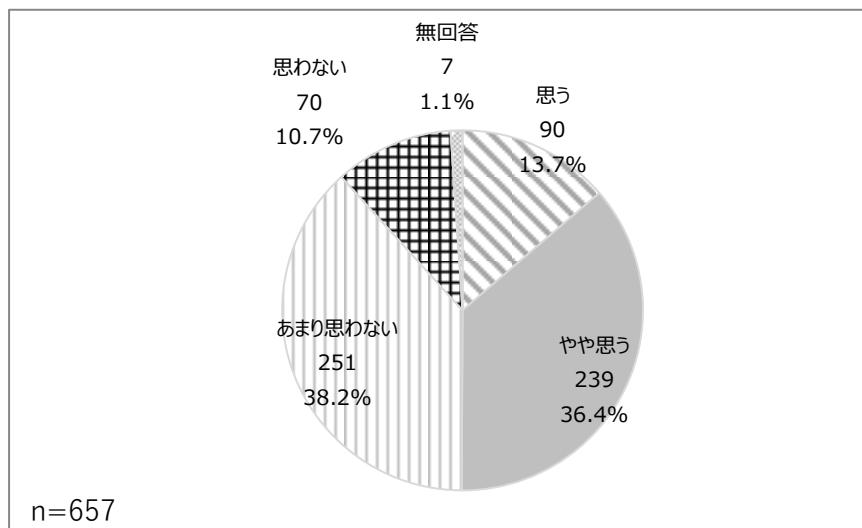
千葉市は文化的なまちかでは「思う」という回答が市民約4%と低く、文化的なまちとは言い切れない状況です。

その中で、市民からは市ゆかりのアーティストを通じて千葉市の知名度向上の期待や、歴史的文化財の活用について、鑑賞したり触れたりする機会の創出を期待しています。

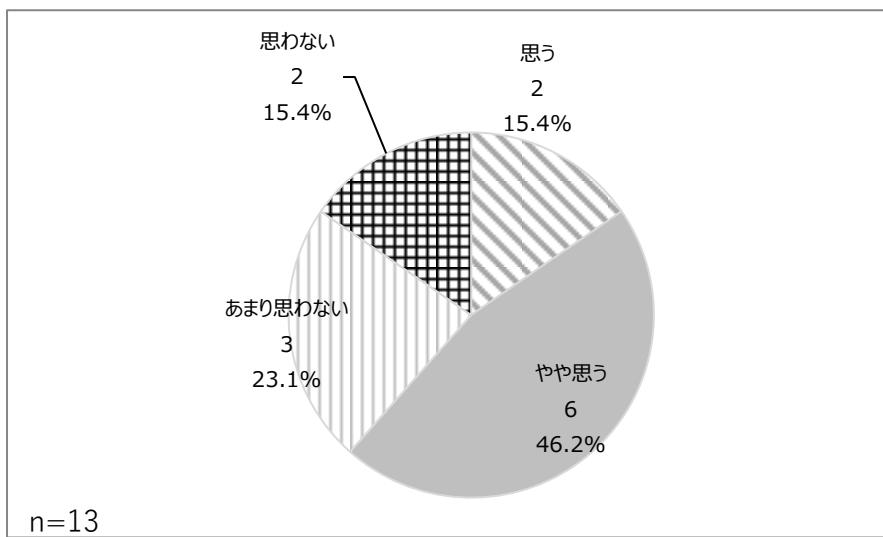
【4-1】千葉市は文化的なまちか 【市民調査】 【N=633】



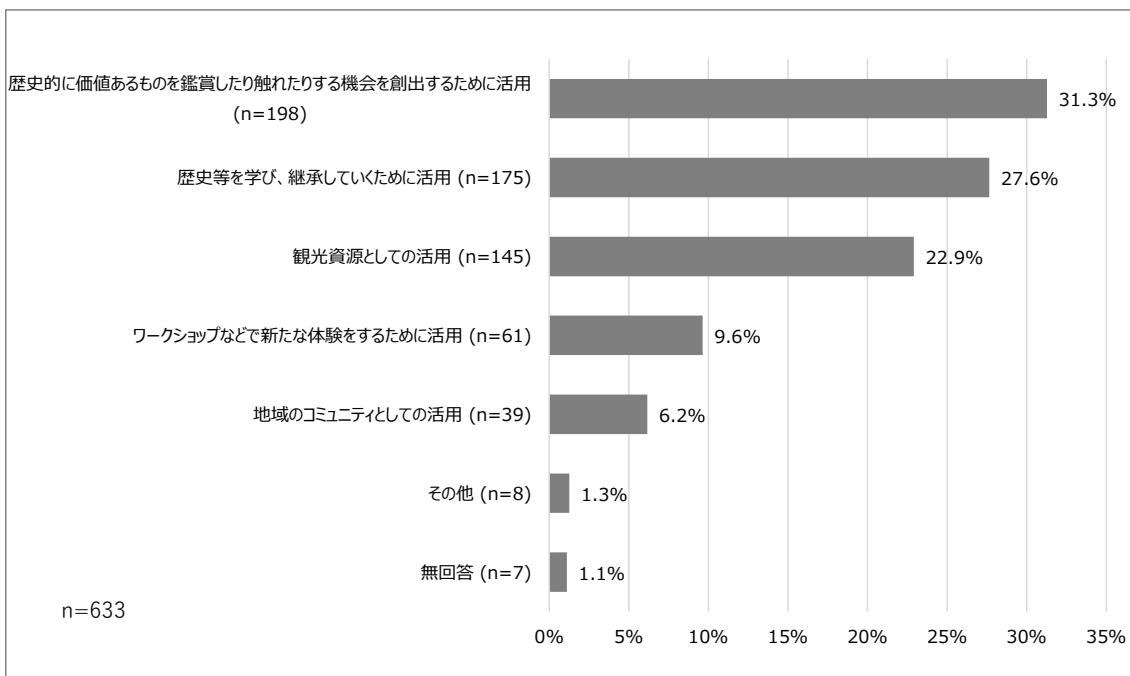
【若者調査】 【N=657】



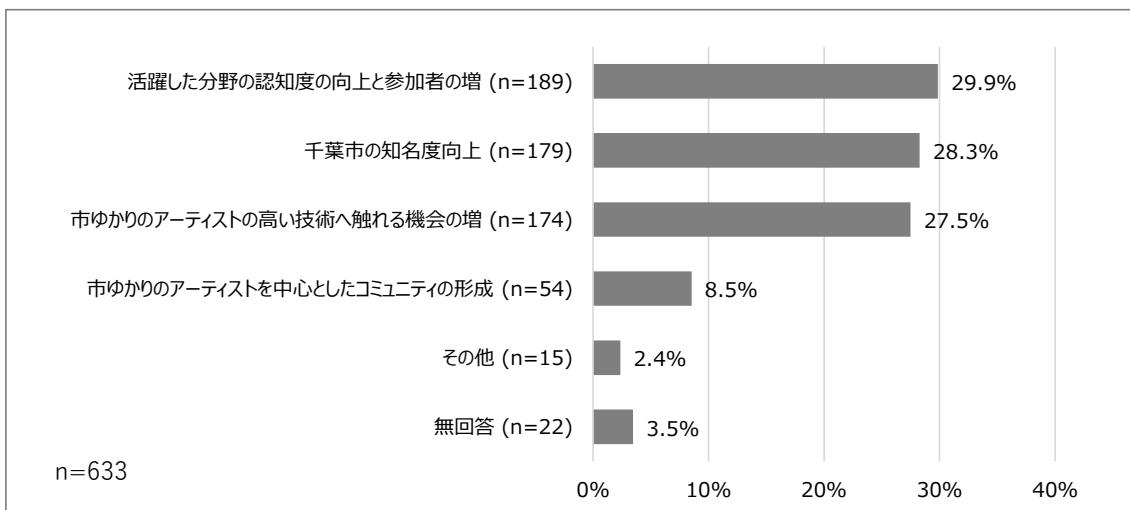
【アーティスト調査】 【N=13】



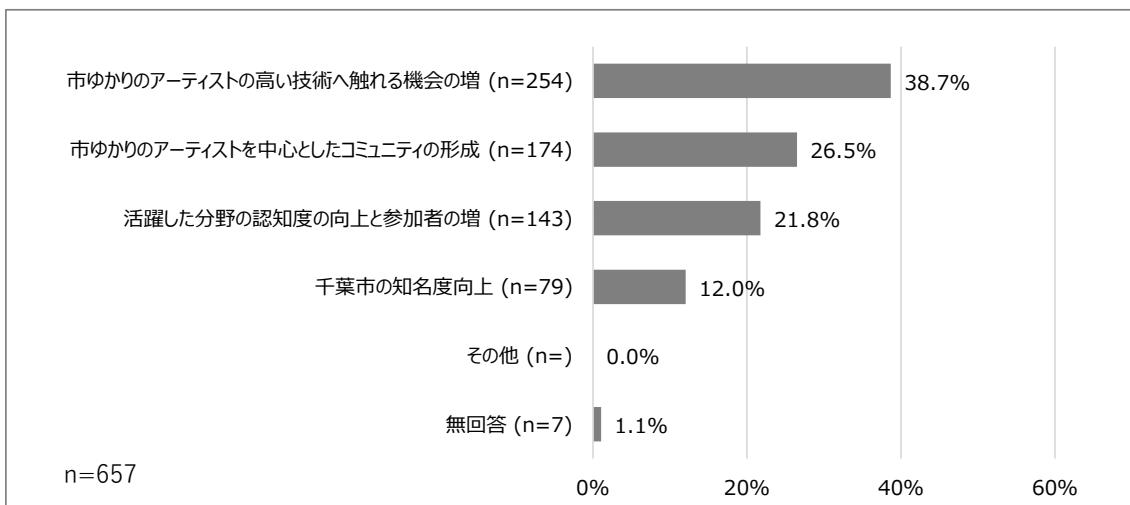
【4-2】歴史的文化財の活用 【市民調査】 【N=633】



【4-3】市ゆかりのアーティストへの期待 【市民調査】 【N=633】



【若者調査】 【N=657】



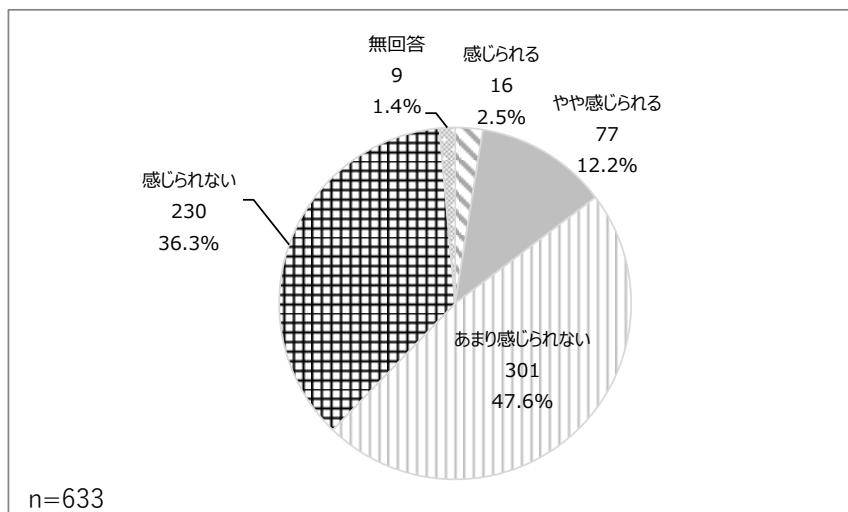
ポイント5 【人材育成】

千葉市内では、市ゆかりのアーティストの活躍を感じることができるかについて「感じられる」が2.5%と低くいことがわかります。

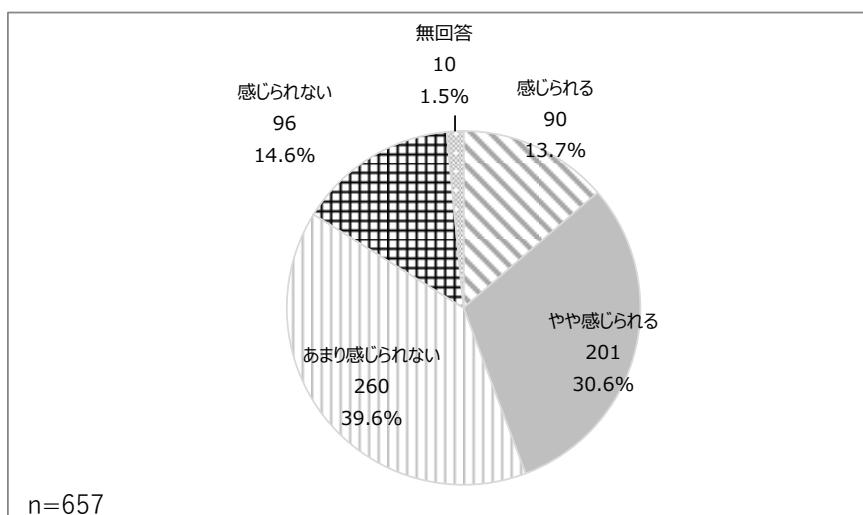
また、若手アーティストに対する支援について、市民からは発表・展示の場や、活動するための金銭的支援が必要とされています。

【5-1】現在、千葉市内では、市ゆかりのアーティストの活躍を感じることができるか。

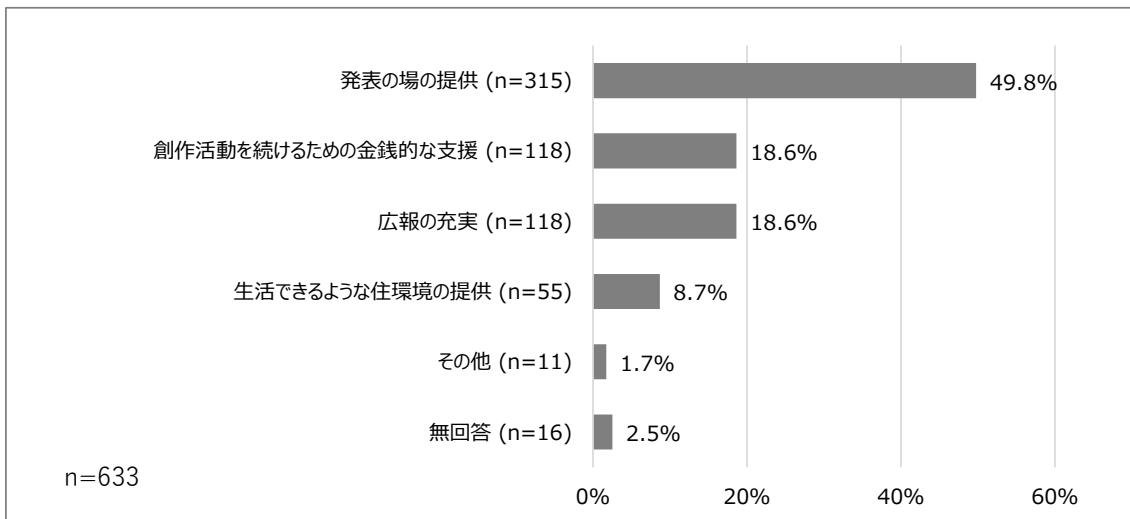
【市民調査】【N=633】



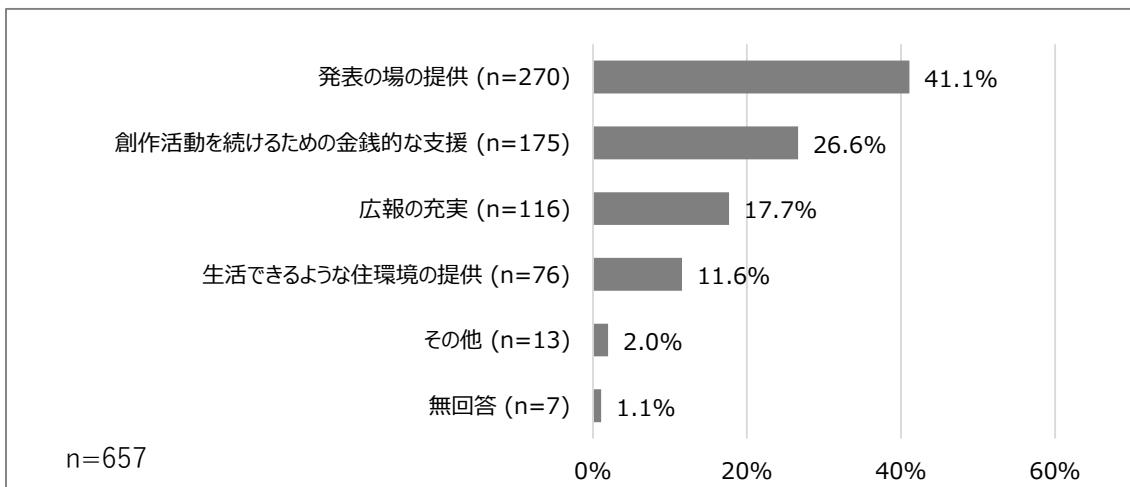
【若者調査】 【N=657】



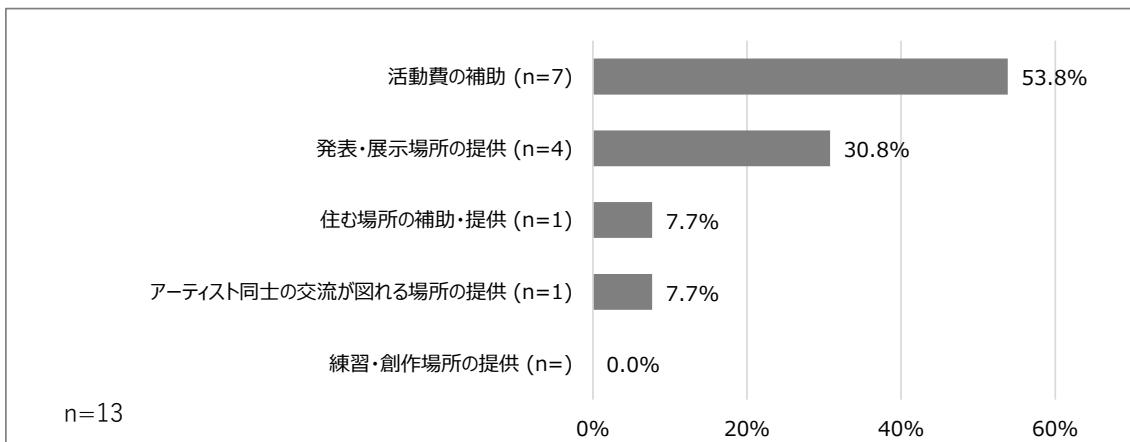
【5-2】若手アーティスト活躍のために市が行うべき支援 【市民調査】 [N=633]



【若者調査】 [N=657]

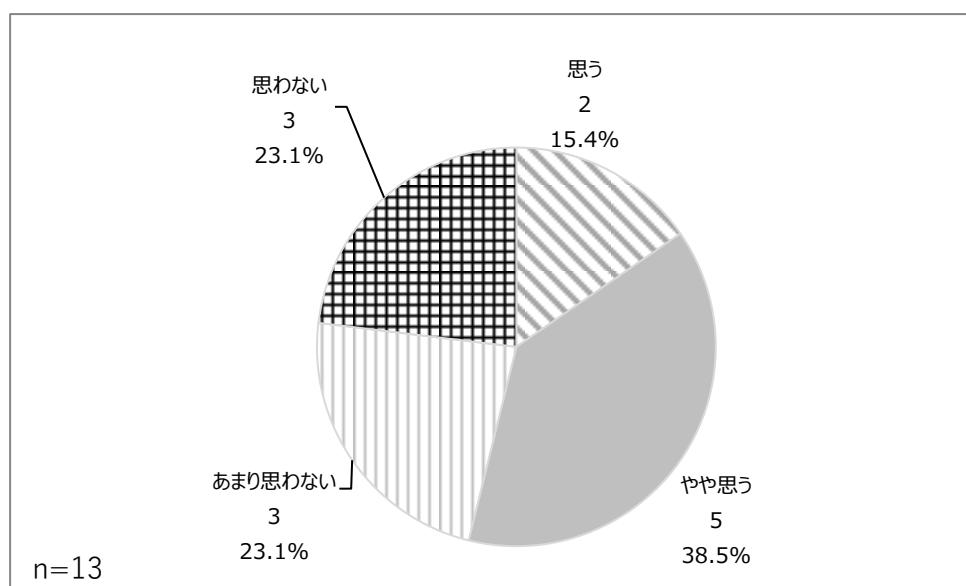


【アーティスト調査】 【N=13】



【5-3】千葉市のアーティスト支援は十分に行われているか

【アーティスト調査】 【N=13】



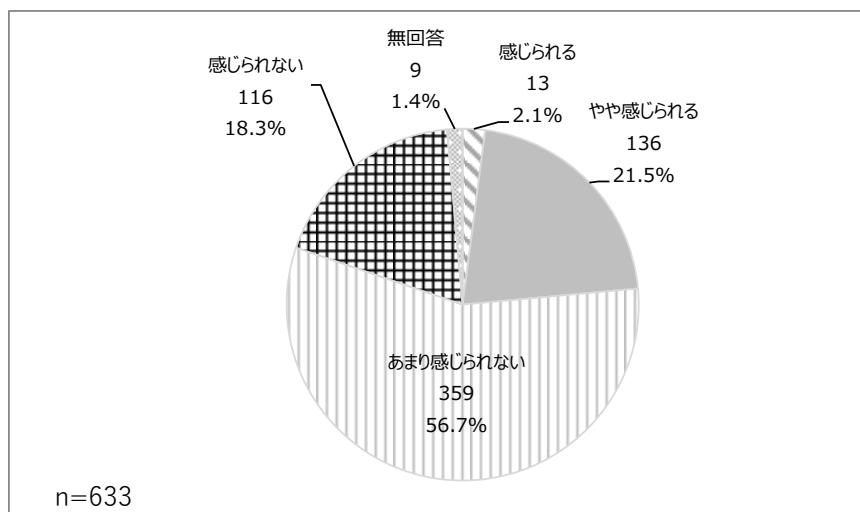
ポイント6 【千葉市らしさ】

千葉市の文化芸術は千葉市らしさがあるかという設問については、「感じられる」という回答が市民では約2%という状況であり、千葉市独自の地域資源の活用が必要であることがわかります。

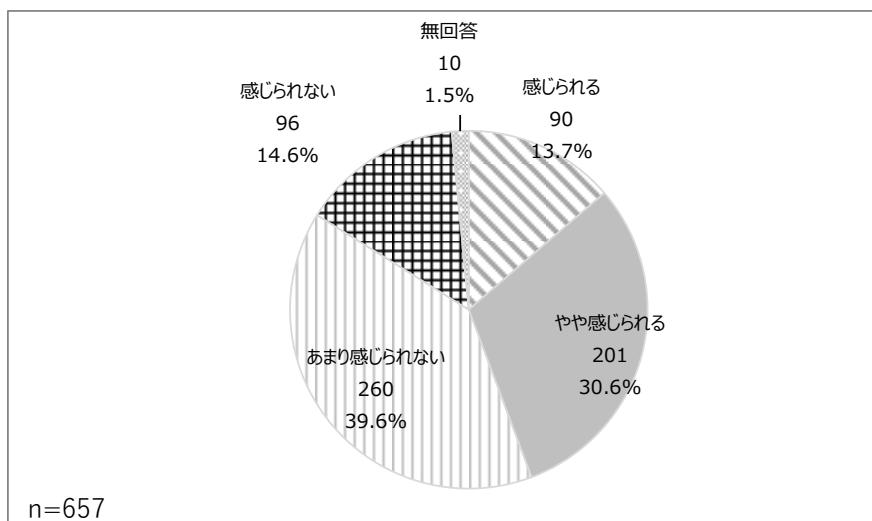
文化芸術が市に与える効果として、市民は観光資源として市外からの来訪者増、千葉市らしさの創出を期待しています。

【6-1】千葉市の文化芸術について、千葉市らしさを感じられるか 【市民調査】

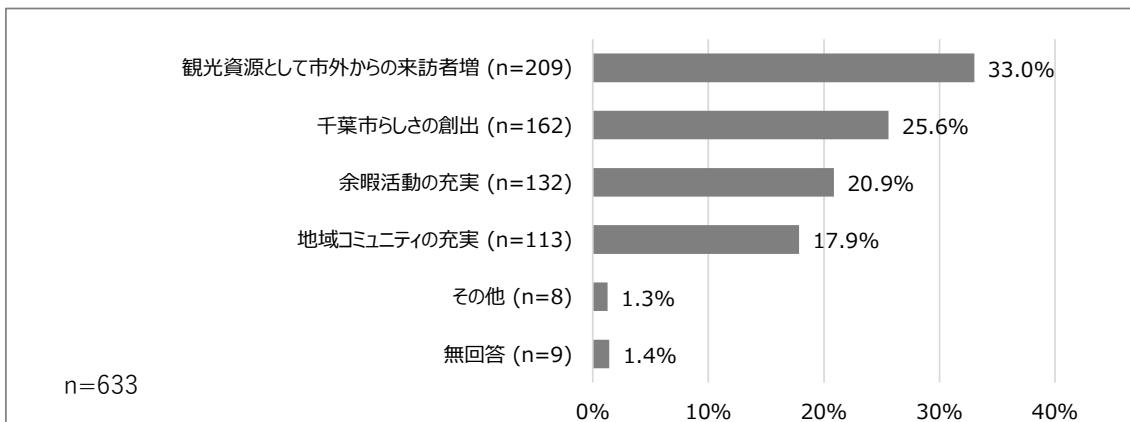
【N=633】



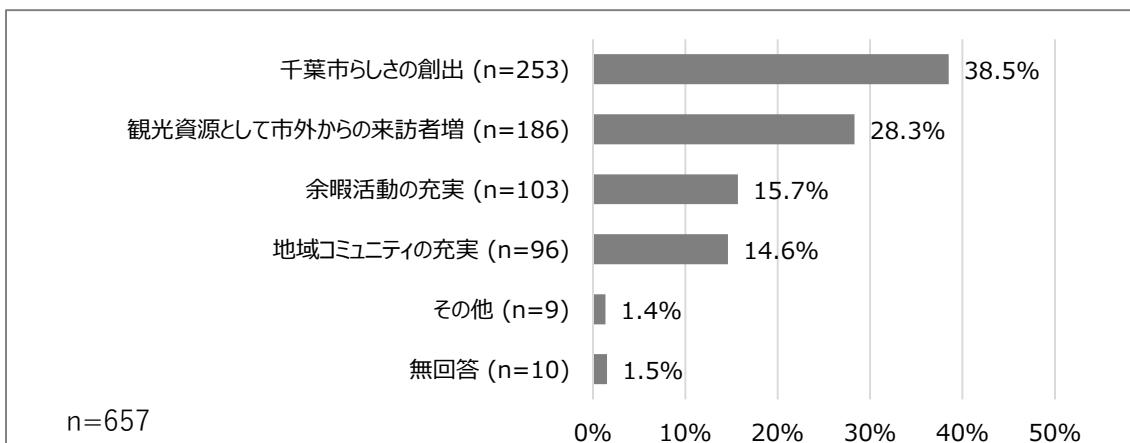
【若者調査】 【N=657】



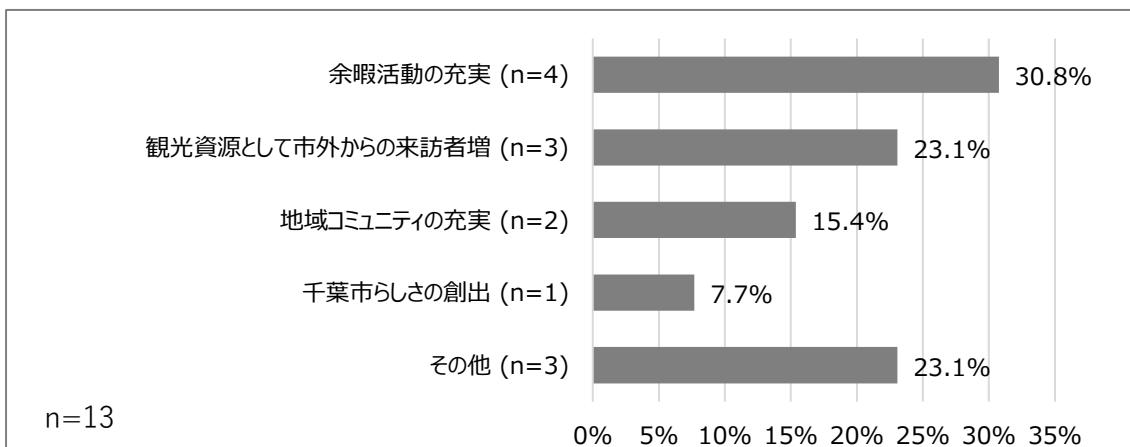
【6-2】文化芸術が千葉市に対しどのような効果を生み出すことを期待するか。
【市民調査】【N=633】



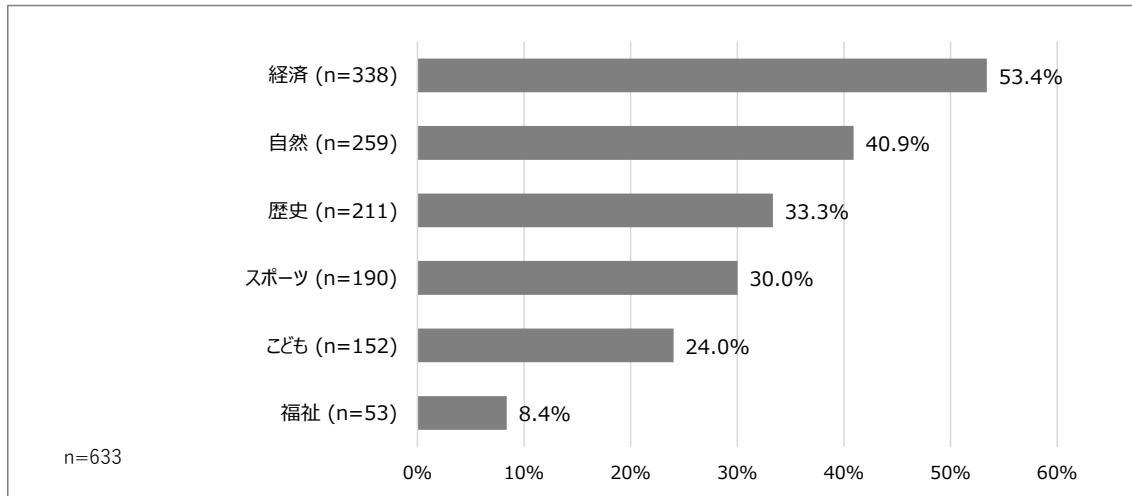
【若者調査】【N=657】



【アーティスト調査】【N=13】



【6-3】重点的に連携すべき分野 【市民調査】【N=633】



2. 第3次千葉市文化芸術振興計画関連事業

基本目標1 多彩な文化芸術に触れる機会の充実

(1) 様々な文化芸術を身近に触れる機会の提供

事業名	事業概要	担当課
千葉市民芸術祭	千葉市文化連盟が市内文化施設等において行う、茶道華道・音楽・文芸・伝統芸能・演劇・美術などの催しにより、多くの市民が芸術文化に触れる機会を創出する。	文化振興課
ベイサイドジャズ千葉	音楽文化の振興・普及を図るとともに、まちの活性化や千葉市の文化度と知名度を高めることを目的に「ベイサイドジャズ千葉」を開催する。	文化振興課
ワンコインコンサート	音楽文化の場を創出するため、千葉市ゆかりのアーティスト等が登録している「アーティストバンクちば」を活用し、ワンコインで気軽に立ち寄れる鑑賞の機会を提供する「ワンコインコンサート」を実施。	文化振興課
舞台芸術鑑賞事業	優れた舞台芸術を低料金で鑑賞できる公演の開催を通じて、多くの市民へ文化芸術に触れる機会を提供し、文化振興の裾野の拡大を図る	文化振興課
市民ギャラリー・いなげ展示	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて、美術を身近に感じてもらうため、千葉と関わりの深い作家展、千葉市内の子どもたちが参加する展覧会など、魅力ある企画展を開催する。	文化振興課
夜灯特別夜間公開	市民ギャラリー・いなげにおいて、地域の持つ歴史的背景を、夜灯し祭への参加を通して、文化芸術を介して紹介することで、地域への愛着及び文化への興味の向上を図る。	文化振興課
千葉の親子三代夏祭り	千葉市を美しくする会が、市民意識・ふるさと意識の高揚を図るために、市民総参加のもとまつりを実施する。	市民自治推進課
中央区ふるさとまつり	中央区区民ふれあい事業の一環として、お年寄りから子どもまで、幅広い年齢層が参加でき、各種団体及び町内自治会の交流や連帯意識を醸成することを目的として、区民による手づくりのまつりを開催する。	中央区地域づくり支援課
花見川区民まつり	区民意識の醸成・高揚や多世代間の交流を図るため、花見川区内の各種団体の代表者等により花見川区民まつり実行委員会を組織し、区民手作りのまつりを開催する。	花見川区地域づくり支援課
稻毛区民まつり	区民相互の協調と親睦、区民意識の醸成及び高揚を図り、地域の発展に寄与することを目的に、稻毛区内の各種団体による実行委員会と協力して「区民まつり」を開催する。	稻毛区地域づくり支援課

事業名	事業概要	担当課
若葉区民まつり	若葉区内各種団体の代表者により組織された実行委員会を中心に、区の特性を活かしたイベント(フリーマーケット、スポーツ大会、区民音頭の発表等)を区民一体となり実施する。	若葉区地域づくり支援課
緑区ふるさとまつり	緑区内の各種団体の代表者で組織された実行委員会が、区民相互の協調と親睦、また、区民意識の醸成及び高揚を図ることを目的に、子どもからお年寄りまですべての人が気軽に参加できる手作りのイベントを開催する。	緑区地域づくり支援課
まちカフェライブ	緑区民で構成する実行委員会と協働で、区内施設等を会場に演奏会を開催し、文化芸術を気軽に楽しんでもらいながら、地域交流・活性化を推進する。	緑区地域づくり支援課
美浜区民フェスティバル	区民の区民意識の醸成を図り、区としての一体感をさらに高めるため、美浜区民フェスティバル実行委員会を組織し、幅広い年齢層の区民が参加可能な区民手作りの美浜区民フェスティバルを開催する。	美浜区地域づくり支援課
消防音楽隊コンサート	コンサートを通じて市民に消防広報を行うことを目的として実施する。	消防局総務課
アトリウムコンサート	千葉市にゆかりのある音楽団体・音楽家などに演奏する場を提供し、市民が気軽に音楽に触れる機会を提供する。	生涯学習振興課
千葉市議会議場コンサート	千葉市の地域文化の創造と市議会を市民にとってより身近で親しみやすいものとするため、議場にて演奏会を開催する。	議会事務局総務課

(2) 文化芸術活動を体験する機会の提供

事業名	事業概要	担当課
サークル支援事業	美浜文化ホール・若葉文化ホールにおいて、市内コミュニティセンターや公民館等で日頃よりサークル活動を行っている市民などに、発表の機会を提供する。	文化振興課
市民ギャラリー・いなげ講習会（ワークショップ）	市民ギャラリー・いなげにおいて、地域住民のニーズに応じた各種講座（スケッチ会、親子や家族で参加できる美術講座、専門家を講師に招いた写真や版画講座など）を実施する。	文化振興課
舞台芸術体験事業	身近な場所で舞台芸術を体験できる機会の提供に取り組み、文化芸術活動へのきっかけ作りや感性・創造性を育み文化芸術性の向上に取り組む。	文化振興課

事業名	事業概要	担当課
芸術文化振興事業補助金	芸術文化団体が実施する市民参加や人材育成が期待できる芸術文化事業に対し、補助金を交付する。	文化振興課
音楽団体等活動支援事業補助金	文化芸術活動の創出に向けて、音楽団体等がこれからも継続して活発に音楽鑑賞公演等を開催できるよう支援するため、市内外を問わずその会場費への補助を行う。	文化振興課
伝統文化普及事業	古くから伝わる伝統的な芸能に加え、千葉のまちに伝わる芸能を多くの市民に鑑賞してもらえる機会を提供し、伝統文化の継承普及活動を行なう。	文化振興課
千葉文化創造事業	千葉市を題材にした創作作品を基にプロの指導を通じて、市民が主体となって演劇やミュージカルなどを複数年かけて創り上げ、市民の文化芸術活動のきっかけ作りを果たす。	文化振興課
文化活動支援事業	文化芸術活動を行っている団体や個人への支援を充実させ市民の文化芸術活動の活性を図る。	文化振興課
文化芸術育成事業	公募により市民から音楽・舞踊・伝統芸能などの舞台芸術を主題とした企画提案を経て、選考された企画案を実施する。	文化振興課

(3) 文化芸術情報の幅広い収集と積極的な発信

事業名	事業概要	担当課
文化情報発信事業	千葉市の文化芸術振興の拠点施設より、市内外の文化芸術情報を収集するとともに、様々なツールを用いて戦略的かつ効果的に情報の発信を図る。	文化振興課

基本目標2 文化芸術をとおして相互理解を深める場の創出

(1) つながりを生み出す文化芸術活動の展開

事業名	事業概要	担当課
チバリアフリーアートプロジェクト	文化芸術の観点から共生社会の実現を目指すため、ファッションやダンスなどのパフォーマンスショーやアート展示など、障がいのある人もない人も一緒にになって表現し、楽しむことができるイベントを実施する。	文化振興課
いきがいづくり事業	若葉・美浜の文化ホールにおいて、高齢者が元気になり、生きがいづくりやコミュニティ形成へつながるよう、参加・鑑賞系事業を中心に実施する。	文化振興課
千葉アートネットワーク・プロジェクト (千葉大学との連携事業)	大学・美術館・商店街などの多岐にわたる様々な分野の団体が連携し、アーティストと市民が「アートと千葉の新たな結びつき」を共に模索していくプロジェクトを実施する。	文化振興課
ちば市国際ふれあいフェスティバル	外国人市民と日本人市民の交流の場を創出するとともに、国際交流・国際協力団体相互の連携を図る。また、世界の国々や異文化を肌で感じることで、国際交流・国際協力への興味・関心を高めてもらう。	国際交流課
ふれあいコンサート	障害のある人もない人も一緒に演奏を楽しみ、音楽の力で「心のバリア」を越えて、障害の理解や共感を得る場となることを願ってコンサートを開催する。	障害者自立支援課
障害者作品展	障害者が自らの障害を乗り越え、完成した作品を公開展示することにより、広く社会に日々の活動を理解していただき、障害者には自己表現の場をとおして自信と希望を与えるとともに、自立と社会参加の促進に資することを目的に開催する。	障害者自立支援課
千葉市男女共同参画週間事業	千葉市男女共同参画週間の期間中に、男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の推進に向けた活動をしている市民団体等及び一般の方々などの活動推進・ネットワーク化、男女共同参画センターとの連携強化のため講演会等のイベントを実施する。	男女共同参画課

(2) 子どもや若者が継続して文化芸術に親しめる機会の提供

事業名	事業概要	担当課
メディア芸術振興事業	個性豊かな新しい千葉文化の創造を図るため、将来の文化を担う子どもや若者を主な対象とし、映像メディアを中心としたメディア芸術に関する人材育成、普及啓発などの事業を実施する。	文化振興課
こどもミュージックプロムナード	次世代を担う子どもに文化芸術を身近に感じて貰うため、「こどもミュージックプロムナード」と題して多くの園児を対象とした体験型のワークショップを実施する。	文化振興課
Cフェス	音楽のジャンルを問わず活動している学生を対象に幅広く参加を促し、練習から成果披露までをサポートすることで、地域における若者文化の集約と発信を図る。	文化振興課
アウトリーチ事業	若葉区・美浜区を中心に小学校や高齢者施設にアーティストを派遣し、事業を実施することで、文化芸術に触れる機会の少ない市民に文化芸術の素晴らしさ、楽しさを伝える。	文化振興課
こどもまつり	若葉・美浜の文化ホールにおいて、普段、文化芸術鑑賞の機会が少ない子どもたちと保護者に文化芸術と触れ合う機会やホールを知るきっかけを創出する。	文化振興課
こども支援事業	若葉・美浜の文化ホールにおいて、幼少期から文化芸術に触れることで、文化芸術が身近に感じられるよう、子どもたちやその保護者を対象に、気軽に参加できる芸術公演・ワークショップ等を実施する。	文化振興課
鑑賞教育プログラム	美術館において、学校等の利用を促すとともに、子どもたちに美術鑑賞の機会を提供するため、鑑賞プログラムを実施する。	文化振興課
中学生の職場体験学習	美術館において、中学生を対象に、職場体験学習の一環として、美術館の仕事について理解してもらい、興味を喚起するため、館内施設の見学や作業体験を実施する。	文化振興課
中・高校生美術館体験プログラム	美術館において、中学・高校生を対象に、美術館活動についての理解を深め、美術館を積極的・主体的に活用し支える人材を育成する。	文化振興課
小学生いなげ講座	市民ギャラリー・いなげにおいて、小学生を対象に講座を開催する。子供たちに貴重な文化財があるまちを誇りに思ってもらえるよう、旧神谷伝兵衛稻毛別荘のガイドと共に稻毛の歴史を解説する。	文化振興課

事業名	事業概要	担当課
千葉市子ども交流館 文化関連イベント	子どもの健全な育成と交流を図るための拠点施設として、様々な講座やイベントを開催している子ども交流館において、文化芸術に関する講座等を実施する。	こども企画課
こころの劇場	市内のホールにて、小学生を対象にミュージカルの鑑賞会を実施する。	教育指導課
未来への夢を育む音楽芸術体験教室	伝統音楽や声楽、器楽合奏の鑑賞および体験活動を通して音楽文化への理解を深め、我が国や諸外国の芸術文化へのグローバルな視野を広げるとともに、子どもたちの情操を育てる。	教育指導課
ミュージアムトライ アングル連携事業	美術館、科学館の2つのミュージアムが連携しネットワークを強化することで、文化に触れやすく楽しめる環境づくりを推進する。	生涯学習振興課

(3) 誰もが鑑賞体験しやすい環境づくり

事業名	事業概要	担当課
千葉市民会館再整備	開館から50年近くが経過し、老朽化が著しく、本市の文化施設として市民のニーズに充分に応えられているとは言えない現市民会館の再整備を実施する。	文化振興課
文化施設の効果的な運営	市内文化施設において、各施設の利用向上につながる割引の設定や多言語化などを図る。	文化振興課
文化芸術推進事業	高齢者、障害者など幅広い市民が文化芸術を享受できるよう多彩な文化芸術プログラムを複数年掛けて実施する。	文化振興課
他美術館との連携	都内等の美術館との連携により、多言語化対応、Wi-Fi対応及び共通パスポートなど実施する。	文化振興課

基本目標3 千葉市ならではの文化芸術による新たな価値の創造

(1) 文化施設の企画力や専門性を活かした取組の実施

事業名	事業概要	担当課
文化芸術協働事業	文化芸術活動団体と協働した事業に取り組むとともに積極的な助言をする機会を設け、文化芸術活動に触れる機会を創出し、活発な文化芸術活動を促進する。	文化振興課
美術館講座 (市民美術講座)	美術館のコレクション等についての理解を深めるため、学芸員が中心となって、収集された美術品と美術史などとの関係を説明する講座を開催する。	文化振興課
美術館の展覧会事業	優れた美術品の鑑賞機会を多くの市民に提供するため、来館者の希望や開催意義などを考慮しつつテーマを設定し、それに基づいた展示を行う。	文化振興課
地域の歴史文化を活かした展示	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて、市内の文化施設、博物館施設などと連携し、地域の歴史文化を活かした展覧会を開催する。	文化振興課
いなげお話し会	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて、地域住民や専門家が集い、地域の歴史文化を発掘、情報共有していく場をつくる。	文化振興課

(2) 美術館所蔵作品の活用

事業名	事業概要	担当課
美術品の収集	美術館の展示を充実させるため、美術品収集の基本方針 (①千葉市を中心とした房総ゆかりの作家・作品、②日本の文化の核を形成する近世以降の美術品、③現代美術)に沿った作品を美術館所蔵作品として収集する。	文化振興課

(3) 文化施設以外の場所の活用

事業名	事業概要	担当課
いなげ八景ツアー＆ランチ	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて、千葉都市文化賞2017で景観まちづくり部門優秀賞を受賞した「いなげ八景」を巡るツアーを行う。	文化振興課
都市アイデンティティの確立	千葉市の歴史やルーツに根差した地域資源である「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」などを活用し、都市アイデンティティ（千葉市らしさ）を確立する。	都市アイデンティティ推進課

事業名	事業概要	担当課
パラソルギャラリー	千葉駅前大通り（中央公園プロムナード）にパラソルを並べ、市民アーティストが手工芸品や絵画などを展示したりパフォーマンスを行ったりする「アートスペース」として活用する。	都心整備課
動物公園文化関連イベント	動物に関する理解を深めるため、千葉大学文学部との連携によるオープンセミナー、プロの浪曲師による動物を題材とした浪曲公演、動物に関する絵本の読み聞かせなどを実施する。	動物公園

(4) 文化芸術と経済の連携

事業名	事業概要	担当課
千葉国際芸術祭	千葉市の文化芸術の魅力を広く発信するため、芸術祭基本構想に基づき芸術祭を開催する。（本会期は令和7年度に実施予定）	文化振興課
大規模イベント支援	蘇我スポーツ公園で開催される「JAPAN JAM」「ROCK IN JAPAN FESTIVAL」において、市内飲食店事業者の出店枠を設け、地域経済の活性化につなげる。	文化振興課

(5) 美術品や文化財の継承と魅力の発信

事業名	事業概要	担当課
美術作品のデジタル化推進	美術館の魅力を市内外に発信するため、所蔵作品をデジタル化し、ホームページで公開するとともに様々な機会を捉えて活用します。	文化振興課
旧神谷伝兵衛稻毛別荘動画上映会	旧神谷伝兵衛稻毛別荘やギャラリー・いなげ、稻毛の魅力を紹介する動画を制作し別荘で上映会を行う。またYouTubeにて配信するほか、ホームページやSNS等にも掲載する。	文化振興課
郷土芸能の後継者養成	神楽をはじめお囃子・獅子舞等の郷土芸能を伝承する団体による、後継者養成を支援し、継承・発展を図る。	文化財課
「千葉市文化財保存活用地域計画」の作成	市域内の文化財の保存・活用に関するアクション・プランを作成し、文化庁による認定を受ける。	文化財課
「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」に基づいた史跡整備等の推進	「特別史跡加曽利貝塚グランドデザイン」に基づき史跡整備等を行う。	文化財課

基本目標4 アーティストへの支援と文化芸術に携わる人材の育成

(1) アーティストが集い、活躍の場を広げることができる支援

事業名	事業概要	担当課
芸術文化新人賞	千葉市にゆかりがあり、将来の活躍が期待される新進気鋭の芸術家を表彰する。	文化振興課
オーディション 「ROAD TO JAPAN JAM」	千葉市の音楽文化の振興を図ることを目的に、(株)ロックング・オン・ジャパンおよび(株)クリエイティブマンプロダクション主催のロックフェス「JAPAN JAM」に、千葉市に在住、在学又は在勤の若者が出演できる場を設けることとし、そこに出場できるバンドを選出するためのオーディションを実施。	文化振興課
文化芸術創造事業	子ども・若者を中心とした世代が文化活動に楽しめ、創造できる機会の提供に取り組み、次代を担う子ども・若者の育成や新たな文化芸術活動の創出を図る。	文化振興課
市民文化育成事業	若葉・美浜の文化ホールにおいて、千葉市の文化芸術活動を支える人材を育成するため、必要な知識やノウハウの講座を実施する。また、千葉市の文化や魅力を発見し、効果的な発信につながる講座を実施する。	文化振興課
人材活用促進事業	人的文化資源である千葉市にゆかりのあるアーティストを広く周知するとともに、自治会や地域団体等への斡旋を行い、アーティストの文化芸術活動の活性化を図る。	文化振興課
舞台芸術体験事業	若葉・美浜の文化ホールにおいて、市民参加者を対象に、次代の文化芸術を担う人材の発掘・育成を目的とした舞台芸術ワークショップを実施し、その成果を披露するための公演を実施する。	文化振興課

(2) 文化芸術に携わる人材の育成

事業名	事業概要	担当課
若葉・美浜文化ホール ボランティア育成事業	若葉・美浜の文化ホールにおいて、施設の文化芸術事業をサポートし、ホール運営の補助を務める文化ボランティアを育成し、文化芸術を支える裾野の拡大を図る。	文化振興課
美術館ボランティアの育成・活用	美術館において、美術館事業をわかりやすく案内したり、教育普及事業をサポートしたりできる美術館ボランティアとして必要となる知識・技術を習得するため、研修を行う。	文化振興課

事業名	事業概要	担当課
ギャラリートーク	美術館の展覧会への理解を深めるため、学芸員や美術館のボランティアが、展覧会の会場で、展覧会の内容や展示作品に関する解説を行う。	文化振興課
千葉市図工・美術担当等教職員向け研修	市教育研究会造形部会と連携し、教職員向けの研修機会を設ける。美術館活動への理解を促し、授業等での活用につなげる。	文化振興課
教育委員会中学校造形部会との連携	鑑賞教育や授業での美術館活用について意見交換するほか、市内中学校美術部の合同鑑賞プログラムを実施する。	文化振興課
教職員画材研修会	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて画材会社と連携した学校現場の指導に役立つ研修会。画材の成分や特徴に応じた表現を楽しむ。	文化振興課
教職員実技研修会	千葉市民ギャラリー・いなげにおいて図工美術担当教員の表現力を高め、学校現場に役立つ実技研修を行う。	文化振興課
市民活動支援センター	市民のボランティア活動やN P O活動などを支援する施設として、活動に必要な情報を提供しているほか、各団体のイベント情報や参加募集案内などを紹介する。	市民自治推進課
チーム千葉ボランティアネットワーク	市民のボランティア活動を支援する体制を整備し、ボランティア募集やイベント情報の発信、研修等を実施する。	市民自治推進課
ちば生涯学習ボランティアセンター	ボランティア意欲をもった市民や団体と学習活動を行っている団体等とのコーディネートを行うなど、市民の生涯学習活動の支援を行う。	生涯学習振興課
施設ボランティア養成研修	施設ボランティアとして活動する際に必要となる知識・技術を習得するため、研修を行う。	生涯学習振興課

3. 策定経緯

年度	月	実施内容
令和4年度	5月	第1回千葉市文化芸術振興会議 ・次期計画策定のための市民意識調査について
	8月	第2回千葉市文化芸術振興会議 ・市民意識調査内容報告 ・有識者調査対象者の選定について
	10月	第4回千葉市文化芸術振興会議 ・第2次千葉市文化振興計画総括について
	11月	有識者インタビュー実施
	11～12月	意識調査の実施
	3月	第6回千葉市文化芸術振興会議 ・骨子案の策定について
令和5年度	5月	第1回千葉市文化芸術振興会議 ・次期千葉市文化芸術振興計画骨子案について
	7月	第2回千葉市文化芸術振興会議 ・次期千葉市文化芸術振興計画骨子案について
	1月	第3回千葉市文化芸術振興会議 ・第3次千葉市文化芸術振興計画素案について ・パブリックコメント手続きについて
	2月～3月	パブリックコメント手続き実施
	3月	第4回千葉市文化芸術振興会議 ・パブリックコメント手続き報告について ・第3次千葉市文化芸術振興計画（案）について
	3月	第3次千葉市文化芸術振興計画 策定

4. 千葉市文化芸術振興会議設置条例

平成 22 年 3 月 23 日 条例第 31 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 振興会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 文化行政施策に関する事項
- (2) 千葉市文化芸術振興計画に関する事項
- (3) その他文化行政に関する事項

2 振興会議は、文化芸術の振興に関して、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 振興会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 振興会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 振興会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 振興会議は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 振興会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5. 千葉市文化芸術振興会議委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏 名	役 職	備考
1	神野 真吾	千葉大学 教育学部 芸術学研究室 准教授	委員長
2	種谷 和信	千葉市文化連盟 事務局長	副委員長
3	椎原 伸博	実践女子大学 文学部 美学美術史学科 教授	
4	関 美能留	演出家	
5	瀬崎 明日香	ヴァイオリニスト	
6	高梨 園子	千葉商工会議所女性会 会長	
7	廣崎 典子	NPO法人フォーエヴァー 副理事長	
8	沼田 有紀	株式会社 千葉日報社 デジタルマーケティング局メディアビジネス部	
9	桜井 まどか	(公募市民)	
10	谷 尚樹	(公募市民)	

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日